

自分で日本国憲法を考える
—第 4 報 憲法における環境原則の位置づけ
木俣美樹男

**Thinking about the Constitution of Japan for Myself (4) The Positioning to the
Principle on Environment in the Constitution
Mikio KIMATA, Plants and People Museum, INCH**

フランス人民は、1946 年憲法前文で確認され補充された 1789 年宣言が定める人権および国民主権の原理、さらに 2004 年に環境憲章が定める権利と義務を遵奉することを、厳粛に宣言する。共和国は、これらの原理と諸人民の自由な決定の原則に基づき、共和国に加わる意思を表明する海外領土に対して、自由、平等、友愛という共通の理想に立脚し、かつ、その民主的発展を目的として構想された新たな諸制度を提供する。

(フランス第 5 共和国憲法前文 2008 修正)

心理学的にもっとも自立性が高く、最も個人として完成している人は、利他的で、民主的で、他者の苦痛に同情的である。個人主義的な人が豊かな自己認識を通じて、人格の成熟やバランスの取れた自主性をたっぷりと獲得している。

(ウォルフレン 1998)

私の思想形成は植物学に基本を置き、民族学を援用して形成してきたので、民族植物学専攻として学問的位置付けをしている。人間の心は複雑であるので、一面的な〇〇主義者というような思想的標識付けは嫌いだ、誤解されることを承知で、あえて言ってみれば、私は自由／個人／愛くに主義者である。日本に生まれて暮らしてきたので、このくには問題点が多くあっても、このくには概して好きだ。世界各地を旅してまわり、他民族や異文化には敬意を払い、多くの友人・知人もいるので、狭義の民族主義者ではなく、むしろコスモポリタンである。

もちろん、私は憲法学者ではなく、憲法学についてはまったくの素人である。しかし、憲法改訂が姦しく言われ、メディアがつくる世論に流される前に、無知で先入観もなく、冷静な状態において、主権者である国民・市民として、自分で、まず関心のある条項について考えてみた(木俣 2016)。次に、NP0 法人環境文明 21 の憲法部会に参加させてもらい、この部会が 10 年以上にわたって検討してきた環境原則について学んだ(木俣 2017)。この過程で、憲法に環境原則を加える事由である立法事実に関して整理して、シンポジウムにおいて提案させてもらった(木俣 2019)。この間に、専門家である憲法学者、政治家、行政官の方々などの所論を参照し、さらに、日本国憲法に環境原則を第三章として追加することを検討するなかで、本論において他の条項との整合性を考えてみることにした。日本国憲法第十九条思想・良心の自由および第二十三条学問の自由を信頼して、現在の思索状況について率直に記述する。

環境原則を第三章に加えることは、元衆議院法制局長の私的な助言であったそうであるが、必然的に憲法全体の枠組みや条文内容の整合性を再検討することになり、全文を見直す必要がでてくる。現在の第三章の関連条項である第 25 条に項目を追加するか、新たに第三章を追加して、現在の第三章以降を第四章などにするか、二通りがあるだろう。環境原則の重要性から後者の場合について考えてみたい。第二章の後に、第三章環境を加えると、現在の第三章以降は第四章などになる。本論ではこの第四章までを考察の範囲とする。国民主権、基本的人権の尊重主義、平和主義の 3 原理に加えて、環境原則を第 4 の原理とするにあたっては現第三章の条項と全文とも整合性を図る必要がある。

日本国憲法（1946）は、連合国総司令部が 6 日間で原案を作成し、これを基にして作った代物なので、条文が簡潔で、明文化が不十分である。このために、これまでいわゆる解釈改憲を横行させてきたので、憲法改訂にあたっては、条文の明文化を進めるべきである。他方で、75 年も全く改訂せずに来たので、日本国憲法は広く国民になじんできたとも思われる。しかし、環境原則のような全く新たな重大事象に対しては対処すべきであり、重ねて一層の明文化を進めて、為政者による国民・市民への説明責任を明らかにし、憲法による国民・市民の権利を強固に保障すべきである。

インターネット検索をしてみると、憲法学者ではない人々が少数ながら市民として憲法の在り方に意見を持ち、あるいは憲法草案まで作成している人々もいる（たとえば、橋爪 2018、桐山 2018）。市民から数多くの試案が出され、幅広く自由闊達に議論がなされ、国会議員の方々はこれらも参考に、憲法改訂の議論を進めていただきたい。拙速に流されず、数年の時間は掛けて、試案を提示して市民のコメントを受け、何度か改訂しながら、国会で成案をつくって、国民投票にかけていただきたい。

憲法の根本原理が、国民・市民の人権や生活基盤を不当な権力から守るということであるのなら、現在の憲法は十分に遵守されておらず、条文規定は明文化がまったく不十分である。憲法を公務員（官僚・議員を含む）は順守せねばならない。さらに憲法を守る（護る）と主張する人々こそが、憲法を公務員に守らせるように、条文を加筆追加、一層明文化して恣意的な解釈ができないようにすべきである。この点から国会議員も、憲法の加筆修正を積極的に幅広く議論して、憲法改定案を作成して、広く国民・市民に提示するべきである。

一方で、市民が積極的に働きかけるという意味での市民立法が重要になってきている。松原幸恵（2006）によれば、日本での嚆矢は明治期に展開した自由民権運動と相まって、全国各地で私擬憲法運動が広まり、現在までに確認されているだけで 40 数種があった。たとえば、日本国国憲案（植木枝盛）、日本憲法見込案（立志社）、五日市憲法などであった。ところが、大日本国憲法（欽定）は 1889 年（明治 22 年）2 月 11 日に公布され、翌 1890 年 11 月 29 日に施行され、同年には私擬憲法運動は禁止された。

第二次世界大戦の敗戦後も、民間から憲法研究会案（高野岩三郎）などの私擬憲法が出され、日本国憲法に若干の影響（生存権の規定）を与えたとされている。法律の制定は、国民に憲法第 16 条に請願権はあっても、立法権をもつ国会の議員による議員立法が憲法上順当な方法だ。しかし、実際には行政権の責任者である政府が官僚のつくった内閣提出法案により成立させることが多い。条例の場合は、市民の直接請求により、立法も可能だが、これも実際には議員や行政による条例立法が多い。パブリック・コメントも行われるようにはなってきたが、市民からの意見がどれほどの実効性をもつのか、唯聞き置くだけなのか、定かではない。

憲法改正の発議は国会であるが、主権者である国民・市民が私擬憲法を検討することは、憲法を自分たちが制作したのものとして自覚し、国や公務員に憲法条項の遵守を求める強い動因になるだろう。

1. 象徴天皇制について Tennoism as a symbol

第一章の象徴天皇制については、象徴を超える国事行為、権力の二重構造による説明責任の逃避、信仰の自由の保障、身分差別の廃止の観点から、現憲法の条文間に齟齬があり、改善するべきだと考える。象徴天皇制に関しては、歴史の改変による二重権力の維持継続、

国民主権、自由・平等の点で本質的には賛同できない。しかし、今もって多くの国民的な支持があるのなら、将来の検討事項として象徴天皇制は保留せざるを得ない。それでも、二重権力構造を回避するために、第一章の条文の一部を改善し、象徴天皇の国事行為を縮小して、皇室の負担を軽減し、国事行為の責任は内閣にあると明記すべきである。

ちなみに、現憲法の〔法の下での平等、貴族制度の否認、栄典〕については、「第一四条すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。③荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。」とある。天皇は貴族の核心的地位にあるはずだから、象徴とは言え、天皇制とこの条文は矛盾する。また、国家神道の現人神であったことを払拭するには、いずれ象徴天皇制を多数国民の理解の下に、否認することが求められよう。時間をかけて、象徴天皇制の在り方も検討する必要があるだろう。

2. 生業と自然権について subsistence and natural right

1) 生業

生業とは生活を立てるための仕事、自然のもつ多様な機能から生活に役立つ価値を引き出す行為である（春田 1995）。したがって、生業は人類の出現以降、もちろん、遠く産業革命以前から営まれてきた生きるための行動であり、生業を営む権利は自然権である。

山里が衰微、弱体化して、里山が薄くなる。人がいない山里では里山の生態系は失われる。野生獣にせっかく栽培している作物を食べられるので、野生獣は保護される対象であると同時に駆除される対象ともなる。人間にとっては食害であるが、野生獣にとっても命がけの捕食行動である。自然との境界における生存競争、敵対、その上での共存ラインで、共生はあり得るのだろうか。都市住民にはもはや、自然に従い、山村で暮らしを維持しようとする人々の哀しみ、生業への理解がない。いまや、多くの野生は現代文明に順化して、街にも出没するようになった。

日本国憲法には〔生存権、国の社会保障義務〕として次のように記述されている。

第二五条すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならない。

『解説教育六法』（三省堂 2003）の解説には次のように書かれている。

生存権について定める本条は、同時に社会権の総則規定としての意味をもつ。社会権は、19世紀の自由主義と資本主義経済の展開とともに生じた失業、貧困、富の偏在、労働条件の悪化などの社会的弊害を克服するために、20世紀に登場した人権である。第一項は、国民の権利として生存権を定め、二項は社会保障等を増進すべき国の義務を定める。生存権の保障は、個人の尊厳を保持し、人間に値する生活を現実に保障することを目的としている。

環境文明 21 の憲法部会での議論では、私が提言した「生業」の権利を「何人」も持つという表現に賛意を得ることはできなかったのも、さらに考えた。上記の「生業」の定義とは異なって、一般的には単に職業というように説明されており、語義の理解が簡略化されて、本義とは異なっている。しかし一方で、「何人」という用語法は憲法でも使われている。何人もの権利でないとするのなら、農林業や国土保全は一部の人が独占し、また実行すればいいとの理解なのだろうか。多分、何十年もお付き合いしてきた元キャリア官僚Kさんと私（現在、百姓・うらない作家＝変人）の間には先入観や「バカの壁」（理解しあえ

ない) があるのだろう。K さんには敬意を持っているので、なんとかこの壁は取り除きたかったのだが、彼とは文化観や文明観の基礎や感性が違うのだろうと思う。工学と生物学では、論理も感性も異なり、今流行の生命科学はむしろ生命工学・遺伝子工学なので、生物学（生き物）ではなく、工業技術（化け物）のようだ。「何人も生業に」こだわるのは、農業とか百姓が嫌いだからなのか。私の友人知人でも、農家の出だから農業が好きな人と、むしろ農業がとても嫌いな人がいる。サラリーマンの家で育っても、百姓がやりたい人もいる。U さんは自分で農耕をしているので、調整役をしてくださっているようだ。

「生物多様性」biological diversity ではなく「生物文化多様性」biocultural diversity と表現すると、また、議論に時間がかかる。日本でこの訳語を最初に使ったのは私で、この術語を用いている日本人はまだ少ない。でも、欧米ではたくさん専門書が出ている。日本では、「生物多様性」という術語さえも的確に理解されているとは思えない。生物学の基礎に通じていないと理解が難しい概念であり、その内容範囲と認識が立場によって大きく異なっている。「生態系」という術語も実態については十分理解されているとは思えないが、一般にはとてもよく使われている用語である。日本人は、研究者と称する人たちまでが、論理的な定義をしないで、言葉を用いても全く気にも留めない人々が多い。「里山」も里に人間がいないようでは、里山は存在できない生態系である。受験勉強では単純化した概念ばかり覚え込むので、自然とそこで暮らす人間の複雑な実態の認識がないようだ。自然の中で生物学を具体的な生活と結びつけて学ばなければ、何でも単純化して簡単に断定して言えるのだと思う。学校などにおける自然と生活を基本とする教育課程、環境学習過程の手法を深い所から再考するべきである。そうしなければ日本の教育は受験教育の呪縛から解放されない。

これまでの議論で、生業を営むのは自然権であることをなかなか共通理解してもらえずに、さらなる議論をほとんど諦めた。橋爪大三郎（2018）は、ヨーロッパの憲法はキリスト教の伝統のもとに、自然権・自然法は今でもその基本にあるということを、日本の法学部出身の自然を知らない法律家・官僚は理解できなとまで言っている。憲法は権力を制御し、市民の権利を守るものだが、日本の憲法は新旧ともに、欽定憲法、また占領軍総司令部定憲法であって、国民・市民の幅広い議論を受けて成立した経緯をほとんどもたない。隠されていたいろいろな歴史事実が資料の公開により、明らかにされてきたので、今後、数年かけて、市民も憲法研究会・学習会をして議論し、加筆訂正案を出すべきだ。

私のインド亜大陸における雑穀の民族植物学研究にとっては枝葉の事象であったのだが、インド憲法を起草したアンベードカルへの興味から、こんなにまで日本国憲法にも深入りすることになるとは思わなかった。フランスやインドの憲法から学んで、日本国憲法を守るには、さらに国民・市民が議論し、条文を明文化するように加筆修正して、その内実を発展させねばならないと思うようになった。科学の基礎研究、その技術的応用研究、今の世ではどちらも金と名声次第でその課題や応用研究が左右されているようだ。科学者の倫理や純粋性などはあまり問われない。したがって、学問の自由の保障も、さらに文言を追加して明文化を進める必要がある。

2) 自然法

橋爪大三郎（2018）は、「自然法概念を知らずに憲法を語るのは、こんなに危険だ」と題したエッセイで、要約すると、次のように記している。

日本人が西欧の哲学、思想や芸術を十分に理解しない原因の一つは、西欧のいう概念自然 Nature というものの中身が、日本人の自然と微妙にずれているからだ。日本では人間のやることは人為で、

自然ではなく、人間を取り巻く環境世界が自然であると考えている。ところが西欧の Nature は海山だけでなく天体も、人体も生まれつきの性質さえ神が創ったもので、すべて自然である。農耕 Culture は神に助けられて人間がすることなので、人間と神の共同作業である。したがって、自然と文化は対比される概念ではなく、文化も神に与えられた自然の範疇に大方埋め込まれていることになる。

キリスト教の文明社会では、神が個別の人間に、生存権、自由権、幸福追求権、財産権などの自然権を与えた。したがって、自然権を奪えるのは神のみであり、人間には奪う権限がない。神が決めた法が自然法と想定され、人間も政府も自然法に違反してはいけない。自然法を無視する政府に対しては、市民革命を起こしてもよく、政府を制御するために、憲法という契約により市民の権利（自然権）を明確に書き込んでおくこと（明文化）にした。

明治時代に、自然権の思想を天賦人權論として受け入れるようにしたが、儒教における天は神ではなく、人間を造ってはいない。したがって、神が与えた自然権（視えない法）にもとづいた権利ではない。大日本帝国憲法（第二章臣民権利義務）では臣民の権利は法によって取り上げることができることになっている。

日本では自然法の考え方がおろそかになっており、日本の法律学は条文解釈のことで、視えない法を目に見える条文（理性）に置き換えたものが憲法である。理性を等しく人間に与えてくれた神への信頼がないと、自然法は機能しない。西欧の法思想は自然法が今でも基本になっているが、日本では自然法はもう古いとして深く取り上げられない。自然法を学ばない人々が憲法などの法律を扱うことは、極めて危険な状態だ。

私には、橋爪が示した西欧と日本の自然の概念の比較はとても興味深い。むしろ、ヨーロッパのキリスト教的自然観のほうが、自然に寄り添っていると言っているようだ。明治期以降、ヨーロッパ思想を移入する際に、日本は自然と文化を対立軸で理解したとしている。たとえば、下記に引用している小沢（1993）が記しているように、「人間による自然支配という西洋的価値観から、人間は自然の一部であるという東洋的価値観」という認識が日本人にとって一般的のように言われている。しかし、橋爪は小沢のような自然概念の理解図式を取っていない。私も、橋爪の自然概念に近く、環境学習の枠組みにそれを提示してきた。自然は神が創ったとは、キリスト教徒ではない私は考えない。しかし、アニミストとしては、自然はカミガミであると感じている。信仰の原初的な基層ではおおよその宗教で通底していると思う。ヨーロッパの地方を旅すると、キリスト教徒の集落でも、入口の路傍には魔除けの標識があり、ケルトの伝説、守護聖人や精霊信仰などがある。実際にはよほどアニミスティックな自然信仰要素があると感じられた。ヨーロッパのアニミズムに関する文献をいずれ調べてみたい。

しかし、現代の都市に住む日本人が自分たちを自然の一部であるなどと考えてはいないと思う。縄文人の自然観が今でも農村に継承されているとの想念を多くの研究者（たとえば、安田喜憲 2018）がもっているようだが、日本人が自然と調和しているというのは、ゴッホが花のように生きていると賞賛した葛飾北斎のような、江戸時代に生きた、むしろまねな日本人のことで、今日、日本人の自然観の既成概念については大きな誤解や虚構があるのではないかと私は考えるようになった。自然から離れて、都市住民になってしまえば、意識的にせめて週末にでも山村で過ごさないと、自然を感じる事すらできなくなる。ましてや、山村に何年も暮らさなければ、その暮らしぶりの課題は見えて来はしない。農山漁村の現実には賛美できるようなことばかりではないことが分かってくるだろう。大方の研究者も官僚も、ましてや政治家も山村の現場を見ることはしないで、料簡の狭い思い込

みによって賛美したり卑下したりしているにすぎないことが多い。だから、現場の実情を反映しない政策課題はいつこうに解決することがない。

私は環境学習プログラムの枠組みにおいて、花のように、そのままの美しい暮らしを求める学習過程を提案している。自然との関わる暮らしの在り方を、体験的にどのように学習するかについての再検討が多くの方によってなされる必要があるのだと思う。日本では、自然 Nature に応対するのは伝統的な文化 Culture というよりも、現代的な人工物 Artifacts というべきだろう。人工物はさらに人間を越えて、言ってみれば近未来的な機械物 Mechanical Intelligence に囲まれた近未来の文明 Civilization なっていくのかもしれない。私はこの無機質な方向性を回避するために、現代を先真文明の時代だと位置づけて、生き物の文明への漸進的な移行を求めたい。いつまでも受験教育体制では、時代に閉塞を打ち破るような教育原理や行動思想は創造されることがない。

3. 食料主権 food sovereignty

岡崎衆史（2019）は、「日本政府が無視する小農宣言」の意義についての論説で、次のように記している。

小農宣言は、人間の生存に欠かせない食料供給を支える農村生活者の特別な権利を認め、彼らの厳しい状況を改善するための法的枠組みである。食料主権を実現するために欠かせない、土地や種子、生物多様性に対する権利も加えられている。また、農民らが政策決定や実施過程に参画する権利を国が保障することを求めている。グローバル企業の横暴に対抗する新しい枠組みを提示している。外務省と農水省の担当者は、日本に適用することとは考えずに、採決には棄権した。主要農作物種子法を廃止し、種苗法を改悪して、自家採種を原則禁止にする動きを取っている。種子にまで特許権をかけ、自家採種、種子の交換、配布、販売などまで禁止する動きである。こうして、種子は大企業から高値で購入せねばなくなり、また伝統的在来品種や農耕技能も存続が危うくなっている。2002 年にインドネシア食料法は食料自給、食料保障、食料主権を 3 原則とした。政府には農産物貿易を規制する責務がある。フランスは 2011 年に「農業、食品、森林のための未来の法律」を制定し、農業経営の過度の拡大を抑制し、家族経営モデルを重視するとした。エクアドル、ボリビア、ネパールでは憲法に食料主権を盛り込んだ。

玉真之介（2019）は小農主義としてイエやムラを復古的に捉えているようだが、イエの家父長制は、男尊女卑で、個人や家族の自由を拘束してきた。封建縦社会の統治の末端の機能を持っていた。ムラはイエを監視して、個人、家族、村人を分断、孤立させてきた。ムラが良いコミュニティであったというのは都市伝説のような新たな神話である。村人が封建遺制の実態を反省し、排他性を失くして、市民意識を育てなければ、現代の村落も良いコミュニティにはならない。限界集落を回復するようにするためには、必須な課題である。

桐山洋平（2018）は、食料主権が書かれた世界の憲法を調べて、次のように記している。ビア・カンペシーナが 1996 年に食料主権という概念を提唱した。食料主権とは、健康的で文化的に適切であり、持続可能な方法で食や農業のシステムを決定できる人民の権利、であるとしている。憲法に食料主権が掲げられているのは、ネパール（2015）、エクアドル（2008）、ボリビア（2009）、エジプト（2014）、食料主権が記された農業法が 2016 年にマリで成立した。この他、食に関する憲法条項があるのは、エテオピア（1994）、ハンガリー（2011）、グアテマラ（1985）、ジンバブエ（2013）、ホンジュラス（1982）、モルドバ（1994）、ニジェール（2010）、ウクライナ（1996）、カーポベルデ（1992）、フィジー（2013）、などである。

ちなみに、彼は『桐山憲法草案第 3 版』（2017）を提唱し、次の条文を提案している。たとえば、第 2 条天皇は日本国の連続性と日本国民の統合を表す日本の柱である。第 15 条政府は水と食料とエネルギーの国内における自給を高める努力をしなければならない。第 21 条日本国民は侵略戦争を永久に放棄する。第 22 条政府は国家独立のために防衛軍を組織することができる。第 23 条防衛軍の最高指揮の権限は内閣総理大臣が有する。これら条文など、第 10 章第 112 条まで記されている。この様に、主権者である国民から、市民の視点をも考慮した私擬憲法が大いに検討され、各政党の国会議員もこれらを参照して、数年の時間をかけて、日本国憲法の再生に努力してもらいたい。

日本消費者連盟編（2005）では次のように論じている。次に要約して記す。

食料主権とは、世界の食料情勢とグローバリゼーションの中で、国の主権ではない、人々が安心して生きるための権利、生存権として定義する。食料主権を奪う事象は、緑の革命から遺伝子組み換え食品などで、農業や農村コミュニティを破壊してきた。食料主権には、農民の作る権利、国や地域で自給する権利、食文化や農業の多様性を守る権利、など多面的である。さらに、作る権利だけではなく、選ぶ、知る、安全に食べる権利などにも拡大される。商業主義は何にでも価格をつけ、自然、水、命、人権にまで価格をつけて自由市場で不公正な競争を強いている。農産物の自由化の拡大は、途上国の利益になると言われながら、現実には巨大輸出国やアグリビジネスの利益になり、途上国の農村は衰退してきた。

食料安全保障は、国民に対して安定的に供給することで、安定的輸入でもよいとの論理も含み、一方で、食料主権は自給をその基礎にしているので、概念的に差異がある。ロックフェラー財団やフォード財団、世界銀行が設立してきた国際研究所は小麦、稲やトウモロコシの多収性品種の開発に邁進してきた。その成果である緑の革命は、種子代がかかり、灌漑設備、機械化を前提とし、農薬や化学肥料を多く与えるので、農業にお金がかかるようになった。収量は上がっても、価格は暴落したので、小規模農家は経営が困難になった。近年では、モンサント、シンジェンタ、などの多国籍企業が遺伝子組み換え品種を作り、特許を獲得するようになった。一万年以上も農民が地道に栽培化、選抜してきた作物の、多くの在来品種も商品の素材にされてしまった。あえて知的所有権についていうなら、本来、この権利は歴代の農民の努力にあったのに、現代の企業の商品にされようとしている。まったく不公正なことだ。日本ばかりでなく、韓国、インド、アメリカでも農民は軽視され、農業を継続することが困難になり、都市に流入していく。食料があるのにもかかわらず、食料を十分に入手できない農民の現状がある。知的所有権などより生存権が優先されるべきだ。売るための農業よりも、生きていくための農業が基本にあるべきだ。

家族農業や小農宣言に関する意見はエッセイに書いた。その趣旨は次のとおりである。日本の田舎や農業が衰微する一方なのに、世界の趨勢が小規模農業を大事にするという方向に転換することに強い共感をもった。そこで、家族や地域レベルでの食料安全保障、生物文化多様性や生業の伝統的知識を無くしてはならないという強い考えを持ち、これは国の基盤をなす重要課題であるから、市民の自覚と生活様式を移行する実効性を担保するために、憲法に条項を加え、明文化する必要があるとの考えに至った。

www.milletimplic.net/essay/famifarm%20.pdf

4. 科学技術と生命倫理

4.1 科学技術

科学技術については、文明の野蛮への退行としてエッセイに書いた（木俣 1987、2019）。趣旨を要約する。

現代科学の状況をみるならば、テイラーが「人間に未来はあるか（正・続）」で言っているように、人間から出た科学が、今や巨大な怪物として現れてきている。彼はその恐怖の「生物学革命」がひきおこすだろう、あらゆる事件に対して、人間が滅亡するとの予感に対して唯一ヒューマニズムという言葉にしか自分の立場を置けなかった。確かにヒューマニズムは貴重なものであるが、これがいかに弱いものであるかは、今さら言うまでもない。科学に対する信仰と科学至上主義の幻想が存在する以上、科学は人間性を増々抑圧して、行きつくところは、人間がすべてを知り、すべてをなせるようになった時に、人間は滅びる、すなわち、自らつくった科学が自らを殺すに至るということである。科学者のいくらか良心的な人々には、このことの虚無感がしのびよっている。

科学研究の成果を技術として用いる前に、その範囲を十分に検討する必要がある。技術的に実現された過剰な利便性、拡大した自由への責任については、経験・思索の詰まった古典的な著作が、その原理と実践の方法を示唆し得るということであろう。この著述がなされてから 50 年を経たが、人間の欲望は果てしなく広がり、課題解決は五里霧中である。さらに、生命科学や情報工学は技術的に発達し、人工知能 AI から無人兵器・自動運転車など、人間の職業の多くが機械に代替されるようになるという。極地戦争では無人機によって無慈悲大量に兵士も市民も殺害され、日々の暮らしも カメラで監視され、AI の支配に服するのだろうか。オーウェルの描いた『1984 年』以上の息苦しい未来が来るのなら、テイラーが言ったように、その来る未来を、人間に未来があるというのだろうか。これほどまでに虚無に踏み迷っているのなら、私たちは欲望を制御し、教養ある別の道を探る必要があるのではないか。

岡靖洋（2016a、2016b）は、21 世紀に出現した憎悪の地球と題して、過剰憎悪を社会の異常さを論じうえで、さらに、地球が新しい地質時代「人新世／アントロポセン」に入ったと科学者たちが宣言しようとしていることに対して若干の意見を述べている。現在は 258 万年前に始まった新生代第四紀の完新世と定義されている。ところが、完新世後の人類の大発展に伴い、人類が農業や産業革命を通じて地球規模の環境変化をもたらした地質時代区分を、新たに人新世 *anthropocene* と呼ぼうと、気候学者たちがいうのである（Crutzen 2000）。人間の活動が地球に 100 万年単位の半永久的な痕跡を残すから、新たな時代区分があってよいとのことである。しかし、たとえ人間たちが核戦争で滅びに至ったとしても、地球はいかほどの年月も要しないで、再生するであろうから、人新世の区分が存続するかどうかは分からない。

他方、ハラリーは、戦争は核兵器で抑止され、また、無人兵器や高度な特殊部隊、あるいはサイバー戦ですので、おおよそ大規模な戦争は回避されるとしている。しかし、戦闘で殺害されるのは軍人・兵士だけではなく、その多くは個別に人生をもった一般市民、非戦闘員だ。AI が将来人間の判断を代替するとしたら、説明責任をもつ自律した個人がいなくなり、誰がその結果責任を取るのか。過剰な利便性と引き換えに、人間の虚無は蔓延する。個人の人生の喜怒哀楽をなかったことにして、歴史を語るのは尊大な選民意識だ。生命科学や情報科学がサピエンスを滅ぼして、神としてのホモ・デウスになるという。選民であるハラリーの言うことは、遊牧民の思想的伝統が強く、農耕民を蔑視し、農耕の現場を知らない者の観念論だ。近代農業技術が科学的に発達するまで、農耕は栽培化過程で次第に他の生物との共存から共生へと共進化の段階（いわば信頼による契約関係）に向かっていった。本性、自由を好む人間は自己家畜化を求めてはいなかった。農業が食糧戦略物資として使われ、近年ではアグリビジネスとして商品経済の中核に組み込まれる過程で、栽培

植物と人間の関係は共生契約関係が寄生的従属関係へと変化していった。さらに、生命科学は生物と人間の関係を隷属に貶めた。人間は神ではない。ましてや AI も神ではない。私は神と称するホモ・デウスに抵抗する。基層文化は重層的に存在している。文明はその上に築かれて、興亡を繰り返し、流動してきた。興亡の速度を上げれば、人間の生物的進化も、文化的進化もバランスを失い、崩壊する。

他方、ドーキンス（1989）は『利己的遺伝子』において次のように述べている。ハバリとは異なり、私と同じく、何とか抵抗して人間の未来に希望を見いだそうとしている。つまり、人間は遺伝子 **gene** にもミーム **meme** にも反逆することができ、自らの人生を制御する。今日では、科学は真理を求めずして金を求め、芸術は美技を求めずして金を拝むのか。人々は善意を失い、無償の友愛を猜疑するのか。権力や金銭に拝跪する人々に虚無を見る。人間はあくなき野蛮に進化するアンフェアな猛獣である。野生動物よりも獰猛である。化学兵器、生物兵器、効率的な武器、原子力兵器、無人機、情報兵器などで、罪悪感を微塵も持たずに、平然と人間を大量虐殺する。せめて生き物に殺されたいものだ。恐ろしく野蛮な戦争は決してするべきではない。

4.2 生命倫理

先進医療は高齢化しても人生 100 年を保証するかのよう喧伝されている。先進医療を可能にするのは、生命科学（工学）、中でも ES 細胞や iPS 細胞、遺伝子操作などを用いた移植による再生医療や生殖医療、さらに創薬に関わる巨大な科学技術産業だ。大学・研究所や企業がしのぎを削って、競って特許を取り急いでいる。現実には発癌性や拒絶反応などの問題も残り、まだ十分に安全な技術として確立されていない生命を操作するこれらの技術をどこまで実行するのか。名利を求めて、遺伝子編集を人間の発生時にさえ、すでに行った事例がある。どこまで生命倫理的に受け入れ得るのか。難病を救うということを大義名分として、ほとんど議論もされないうちに、名誉と巨大な利権のために、すでに応用されてしまっている。ホモ・デウスがなせる、このような事例を認めて良いのだろうか。

ローマ法王庁生命科学アカデミーの枢機卿は iPS 細胞に関して、「難病治療につながる技術を、受精卵を破壊する過程を経ずに行えることになったことを賞賛する」との発言をなさったようだ。キリスト教は神が創造したとする人間を、神ならぬ人間がこれほどまでに人間存在を操作することに、賛成して良いのだろうか。〔注：用語の確認をウィキペディアなどでした。〕疑問というよりも、私は臓器移植についても原則的には明確に反対である。

人間の身体も全体として機能しており、またその全体的構造に一部分を移植することに対して、免疫的な拒否反応が本来の機能として起こるとか、レトロウイルスなどを使用して遺伝子操作をすれば、当然ながら癌化することはありうることだ。要は機能をいかに騙して、構造に一部を移植するかの技術ということだ。身体の一部、臓器を商品として売買し、移植するのだ。

私はクリスチャンではないから、100 歳までの延命、先進医療は求めずに、自然死を迎えたい。順次、若者にこの世の席を譲るべきだろう。安全性ばかりではなく、信仰を基盤とする生命倫理的な視点からも、生命科学の技術的应用に関しては、市民感覚も含めて広く深い論議が必要だ。日本ではあまりに社会的な課題について市民レベルの幅広い論議がなさすぎる。学歴がいかに高かろうが、市民の教養が実際には狭く低いということだ。

ついに日本でも、遺伝子編集作物が食品として市場に出回ることを政府は認めた。私は遺伝子組み換え及び編集作物や食品を極力忌避する。

5. ウォルフレンの日本権力構造論から学ぶ

日本のことを長期にわたって観察し、誠実に批判しているウォルフレンの慧眼から学ぶことは多い。8冊の著作（1989～2014）を読み、憲法に関わる記述を中心に、長くはなるが次に要約して引用する。また、ウォルフレンが高く評価している小沢一郎（1993）の『日本改造計画』も参照する。その後、引用した著者らの見解を踏まえて、いくつかの視点について比較考察したい。

5.1 ウォルフレンの要約引用

1) ウォルフレン、日本／権力構造の謎（上）

農村で機能する<システム>：多くの先進工業国と同様、日本でも、一般に農業従事者は政治的に優遇されているようだ。日本の農業は超・過保護で、米は世界の他の産地相場の少なくとも五倍は高い。日本の消費者は、実際、ほとんどの農産物に法外な代価を払っているのだ。日本の農業保護政策は、必ずしも農村部一般住民や小規模の農業生産者の利益となっていない。農業生産はきわめて非効率的で、農業全体を実質的に支配する巨大組織、農協が自らの目的のために、意図的にその非効率的な生産を放置している。“農協”は“日本の農業”と同義語である。農民は、この農業系列によってほぼ完全に捕らわれの身ともいえる市場を形成し、ほとんど選択の余地がない。

1943年に、すべての農業協同組合が中央の管理下におかれ、戦争協力为名目で、農業者という大日本帝国の農業統制団体が作られた。これが戦後も引き継がれて、農協体制の組織的基盤になった。日本の農産物の価格を異常な高値に維持するのを助けているのは食糧管理制度であり、農協の利益と分かちがたくからみあっている。農業のみで生計を立てていける農民はほとんどいない。

日本人の忠誠心はもっぱら集団や人に対するものであり、信条や抽象概念には向けられない。

2) ウォルフレン 1989、日本／権力構造の謎（下）

日本人は自分ひとりだけでの知的な世界を作りださなければならなかった。日本に欠けていたのは、これらの人々の思索をつなぎ合わせて、思考の枠組みとするという壮大な知的伝統であった。日本の学問的な議論は、ごく小規模な自己充足的な論議の領界として、知的真空の中に存在する。学者たちは反対されるのが嫌なので、本論をほとんど不可能にする程度にまで、自己の論点を不明瞭にしがちである。日本の知的伝統の貧しさは、例の熱意を欠く機関—大学に反映されている。学生のうち比較的才能に恵まれたものの多くは、極端な虚無を味わうことになる。

日本人は人と調子を合わせて働き、自分の個性を抑え、完全に会社に身を捧げ、権威に協力すると自ら述べている。ごく一部の日本人がいまだに（天皇制がそのまま残されたから）日本は 1945 年に無条件降伏しなかったと考えているとしても、原爆投下は日本固有の国体も交戦中の日本を結局のところ救えなかったことを証明した。歴史上初めて、外国の征服者が到達し、民族の単一性ととぎれなく続いた天皇の系譜故に日本人は勇敢さでも勝るという考えが否定されたのだ。

日本人論に欠かせない要素であり、日本の今の政治イデオロギーの中核概念になっているのは、日本人が単一民族だという説である。民族的な純粋性と社会の単一性をうたう古い神話が、装いも新たに復活してきているのである。日本政府は、1980年に国連人権委員会に提出した報告書で、日本社会には少数民族は存在しないと述べた。同質性の考えがマスコミの多用する“民族”という言葉に伴って出現した。日本の社会は、同質性の神話をもって包み隠さなければならない多くの衝突をかかえている。荒野に呼ばれる少数者の声を聞きとるのは、もともと聞く耳のある者だけである。

日本人は、日本の社会・政治秩序を評価する手段として、法律や宗教、あるいは体系的に理路整然とした知的探求法といったものを一貫して用いることはしないから、それを評価するためには結

局身近な社会環境から発生する要求やその命ずるものにもとづく日常生活上の諸現象を用いるほかない。天皇制を養う精神的な栄養素として確立された国家神道が、他の宗教すべてを翼下に統括する上部組織として機能した。他の宗教は天皇崇拜の思想と相容れない教義をすべて放棄しなければならなかった。

日本においては、権力に対する制度化された抑制力が非常に弱い。明治の支配者は、神格天皇に融合され、復活させた宇宙的秩序の名において支配権を行使した。しかし、このことは、他の誰でも天皇の意思に頼りさえすれば、政治秩序の変更を正当化できるという重大な問題を生み、おどしが用いられる機会は著しく増した。おどしは嫌悪されるどころか、社会・政治生活の必然的な側面として受け入れられている。日本人は生活上の社会的障害に対して戦うのはやめて受動的に受け入れるように育てられてきたし、それを奨励される環境にあるのだ。日本には被害者意識と言う表現まである。この考え方は、誰も責任を負わず、誰も責任を問われないという、日本では一般的な、社会・政治的な出来事や成り行きの捉えかたにも適合する。戦争も、地震か台風のように人々を不意に襲う天災なのである。若者の多くは、近隣諸国が日本以上に日本人の手によって苦しめられたと聞かされてびっくりする。占領下のアジア諸国で行われた残虐行為はないがしろにされ、日本が第一の被害者だったのだという考えが根付き始めている。

3) ウォルフレン 1994、人間を幸福にしない日本というシステム

不服従には厳罰が科され、死も覚悟しなければならなかった。しかし、当時のような苛酷な政治状況の中でさえ、すべての人がおとなしく従っていたわけではなかった事実には励まされる。日本の歴史書ではあまり注目されないが、徳川時代には、長期にわたって、反乱と暴動がほとんど絶えまなく続いていた。また、十八世紀前半の人、安藤昌益の著作を読めば、ここに少なくとも一人、徳川幕府は武力とイデオロギーの支えなしでは崩壊する独裁体制であることを見抜いた思想家がいてくれたのがわかる。

文明国の市民であれば、人間としてやることにたくさんある。経済活動以外のことをする機会に恵まれた外国の人たちは、その機会が多い分だけ、今の日本の人々より幸福になる機会も多いのだ。日本では歴史上いつも権力者に対する義務ばかりを押しつけられてきたので、権利という考え方がまるで育たなかった。日本の政治システムの大変厄介な点は、このシステムの中の誰一人として、この国で行われていることに最終的な説明責任を負っていないということだ。

日本では、歴史的にも、法が権力者自身の行動を規制する役目を果たしたことがまったくない。役人たちは法律を自分たちの所有物だと思っており、法律は役所の職権乱用から市民を守るために使われるものだということを考える気さえない。日本のすべての法律の上に立つ日本国憲法は有名で論争的になっている第九条をめぐってマスコミでしばしば言及される。しかし、第九条にとどまらず、最高法で徹底的に破られているのは、第十五条、二十条、三十八条、四一条、六十五条、七十六条、九十八条の各条はふだんは完全に無視されているようだ。法律の明文規定によって最終的に規制されていないということは、一般の人々が官僚のような権力をもつ立場にある者に対抗する有効な手段をもたないということだ。

自分たちの社会と政治の在り方に関する日本人の全般的無関心は人為的に植え付けられた。日本人は無関心でいるようにしつけられているのだ。これこそ日本の最も悲しい現実かもしれない。市民であるためには市民とは何かを認識したうえで市民として自覚的に行動しなければならない。そうでなければ市民ではない。

相互信頼があまりに不足しているというまさにそのために、日本は調和社会だというきれいごとをひととき強調してきた。十七条の憲法で和を強調してきた聖徳太子の時代から明治政府に至るまで、日本は政治的に厳しく抑圧されてきた。抑圧のもとでは、人々は調和を装うしか道がなかった。

徳川幕府は争いごとの当事者双方を共に自動的に有罪とした。

イエは政治的に作られたものだ。ユニークな調和の文化、天性の集団生活、イエ社会、同質性の仮説、もって生まれたテレパシー能力、その他いくつかの国体イデオロギーに源を辿れる概念—これらには重要な共通点がある。日本人の政治生活を不能にするのだ。安藤昌益は 1901 年に秋田で生まれ、徳川の体制は独裁体制だと見抜いたが、それは西洋からのいかなる影響によるものでもなく、ただ彼が人間であった証拠なのだ。権力欲が他の一切の人間性を圧倒した時、それは必ず腐敗と破壊に至るという真理である。知性に恵まれた人間には、権力者を監視し、権力のもたらす危険を人々に告げ知らせる無償の責務がある、という思想は、歴史が最近になって獲得した一つの成果である。

通称「市民立法権」という日本の公民権があるおかげで、市町村や県の有権者の 50 分の 1 の署名があれば、市民活動家が役場や県庁に条例の制定を請求できるという制度である地方自治体の立法過程に直接影響を与えるこの運動によって、教育や環境問題や治安といった日常生活に関わる事項に第一の影響力がある制度を、草の根レベルでできることを思い出すことだ。しかし、圧力団体の政治的意義を骨抜きにする重要な手法は、特別な便益や補償金による誘惑である。

政治化された社会が自分の妻子のことを後回しにさせる、プライバシーのほとんどない社会環境を生きながらえさせてきた。社会を政治化し、際限のない産業拡大に人々を駆り立てるやり方が、個人の幸福の可能性を著しく損ない、充実した人生を送りにくくしてきた。強い市民社会が存在するところでは、社会の全域が政治化される危険は大きく減る。市民社会は有害な惰性を生じさせる人々の全般的な無関心を許さないからである。

日本の市民社会を最終的に乗っ取ったのは大新聞であった。大新聞は批判的な政治分析を邪魔でし、官僚の権力をもり立て、世論を反映するよりむしろ捏造し、巨大な偽りのリアリティを掲げることによって、この乗っ取りをおこなったのである。

大学はほとんどの市民社会に対して、その力を強める重要な役割を伝統的に果たしてきた。ところが日本では、新聞と同じく、市民社会の力を弱めがちである。日本では大学は現状維持のための勢力なのだ。日本の学者は思想家、あるいは分析家として業績に乏しい。概して彼らは市民社会の中核として失格である。大学は、日本を変える計画のためには邪魔である。彼らが社会から逃避している事実の重大性がごまかされてきたのだ。

しなくてはならないと思いながら、すべきことになかなか取り掛からない人は多い。その理由は主に 2 つある。怠け心と恐怖心である。身辺から、他人からの意図的ないし無意識的な脅しによって生み出される恐怖心のことだ。大規模な脅しに見舞われることは、たぶん民主体制にとっては、起こりうる最悪の事態だろう。日本の大方の出版人と編集者たちは、いまだにこの種の脅しを怖がり続け、それに屈し続けている。

ノーマン,E.H. (1975) は日本の遅咲きの封建主義の苛酷な抑圧は、現代の日本に精神的かつ社会的な深い傷痕を残しており、その一見平穏かつ整然たる外観の内側、底知れぬ暗部に、暴力と、病的興奮と、獣性が鬱積している。{注：日本を最も深く思いやったカナダ人研究者} 彼は、明治の少数独裁者は自分たちの最大の資源（日本の人々）を理解しなかった、と結論した。寡頭政治家たちは自らの地位のあやふやさにおびえていた。日本に開かれた広い世界にも恐れを抱いていた。日本改造の野心そのものが、自らを恐怖で身震いさせていた。国家を運営する権利が自分たちにあるのか、その疑念も彼らを怯えさせていた。そこで、彼らは天皇の意志なる神話をでっち上げた。人々に対するこの恐怖心と、その結果としての人々への悪しざまな扱いこそが、今日の日本につながった深刻な筋立ての核心部分だろう。それが日本の政治的欠陥の根本にある。

果てしない産業拡大が日本の国益だと信じる管理者 {政治家・官僚} たちは、市民たちの安全と

繁栄を最優先事項だとは見ていない。説明責任を果たさない権力が行使されているという現代日本の基本的リアリティを認めない限り、過去との和解はできないのだ。ドイツ人は完全に民主的な手段でヒトラーを権力の座につかせ、多くのものが軍事力による第三帝国建設の夢物語に酔った。一方、日本の関東軍は選挙で国民に選ばれたわけではなかった。多くの人が確かに自国の軍事的征服に大喜びしていたにしろ、戦禍を招くことになった軍の中国における所業に、人々は最終的に何の選択権もなかった。それは大規模なシカタガナイ的事態であったのである。日本の今日の軍事力に対して、国として、今ほど神経質でなくなることも可能だ。軍隊の存在は一つの現実なのだ。多くの善意の人が、それが存在しないかのように、あるいは存在すべきでないかのように振舞い続けているのは、ばかっている。

エネルギーを費やしても行動的市民になる価値はある、とあなたが考えるかどうかで、あなたの愛国心が試される。私のいう真の愛国心とは、最終的には隣人たちへの思いやりの心から生まれる。近くにも遠くにもいる、あらゆる隣人たちへの人間的共感から生まれるのだ。

4) ウォルフレン 1994、民は愚かに保てー日本／官僚、大新聞の本音

思想は究極において常に人間を支配する。なぜなら思想は人間の頭脳の活動を集団的に支配できるからだ。アメリカはもはや共産主義への防波堤としての日本を必要としなくなった。さらに、産業や経済全体が大変に傷つき、そこを日本から攻撃されているとすら考えることもある。すでに日本では、こうした変化への衝動は顕在化している。その一つは誤れるテクノ・ナショナリズムとして表れ、もう一つは穏健派知的グループの間にみられる憲法改正への関心として表面化している。

憲法改正の可能性を考えること自体、良くないと考える人が相当の多数に上っている。彼らは、憲法は触るだけで危険だと思って憲法に触れたがらない。真剣な国民的議論がなされないかぎり、日本人が切羽詰まったときにどう考えるかを知ることができない。日本人はこの件についてあまり考えたがっていないが、一国にとって重要な事でも、最初は大人数ではなく、ごく少数のものが世論に問かけするのが常である。憲法が日本人によって書かれたものではないことを思い出してみれば、驚きはさらに大きい。憲法は実質的には死んだ法律なのだ。

日本はもちろんフランス以上に道徳軽視、実利重視の立場をとる。日本の官僚は交渉相手の政府がその国民をどう扱うかについて、一切知らんぷりを決め込んでいる。いかにここの日本人がミャンマーのおぞましい政治状況や中国政府の罪悪に愛想尽かしをしていても、外務省、経団連、とりわけ日本のマスコミが愛想をつかすことはない。

官僚たちは、日本全体の政治・経済システムの性質を理解することは求められていない。官僚は誰一人として国全体への責任は負っていない。そのため国全体を対象にした分析は非常に貧弱だ。つまり、自国に関する知識が欠けているのだ。日本の全体像をきわめて正確に把握しているごくわずかの日本人は、ワシントンで日本を代表する立場にないのである。

憲法改正問題についていえば、最近さまざまな政治陣営から堰を切ったように出てきた憲法改正の議論は、熱意においても、時間のかけ方においても、また広がりにおいてもまだ十分ではない。憲法の改正を論じるだけではまだまだ不十分であり、憲法の新たな制定を論じる必要がある。日本国憲法は条文と政治実体に大きなギャップがあるのに、一度も改正されなかった。憲法とは一国の政治の究極的な実践指針でなければならない、高邁だが達成不能の理想を書き連ねてたものであってはならない。

いやなことや恐ろしいことへの対処の仕方の一つは無視することである。無視は人間の防衛本能の一形態として、広く共通に認められる重要な機能である。既成の社会科学において権力についての研究が少ない理由はそこにある。経済学の主流においても、権力という視点がほぼ完全に欠落している。社会科学の主流派にも、権力という要素は入り込む余地がない。政治学においても驚くべ

きことに多分に権力が無視されている。文化人類学においては、権力の本質について何ら触れることなく、文化的習慣という術語を用いて説明する。日本の管理者は自分たちが権力をもっていることを否定してかかる傾向が一番強い。大蔵省は日本最大の権力機関である。

日本人はイデオロギーとまったく同じ働きをする自国観によって育てられる。文部省は本来の日本市民の教育に責任ある立場にあるが、この省のお役人たちは自分たちの仕事が皆目わかっていない。日本中の学校で異常なことが起きているのに対応できないでいるのは、傍目にも明らかである。

世界情勢の変化は、ただ単に外務省が得意としてきた日常業務的な PR 活動で処理できる範囲を、はるかに超えた状況にある。日本型に脅威を与えない姿勢を取り続けている限り、すべてうまくいくという日本の左翼陣営が 48 年間取り続けてきたスタンスは、昨今の全地球的現実には照らせば子供じみて見える。危険な世界にきちんと対処するためには、日本の人々はずっと以前に大蔵省が採用した実務路線、すなわち情け無用の経済拡大計画さえあれば日本の将来に不安なしとする考えを捨てるべきだ。日本の政治の中に占める軍の役割と地位については国民によるオープンな議論が必要である。

日本で国家 **state** の概念がいかに未発達で、これと民族国家の概念とが明確に分化していないかということだ。ネーションは、共通の文化、言語や社会に深く根を下ろした慣習の共有などによってまとめられている。一方、ステートは法律やそれに基づいて作られた制度、機関によって結び付けられている。国家なくして市民は存在し得ない。政治的存在としての個人を保護するのは国家という仕組みだからである。官僚たちは日本を取り仕切る権限を誰からも正式に与えられていないのだ。したがって彼らにすれば天皇家を聖なる制度として保ち続けることが大変に好都合となる。

細川首相が日本の戦争を侵略だと明言し、朝鮮から連行した婦人を日本軍が制度化して組織的に慰安婦として強制的に働かせたことを認めたことで、アジア諸国の国民が待ち望んでいた日本からの発言を連立内閣が伝えることができた。

30 年代の時代背景の中で、日本人で人並みはずれた思い切った行動に出るには、ドイツとは比較にならないほど多大の知的勇気と精神力が必要だった。この状況は今も変わらない。日本人が戦争中の日本の行動の真の姿を詳しく読んだとしたら、この日本人は、同じ日本人が中国、朝鮮、シンガポール、フィリピン、あるいはビルマ鉄道でしたことには十分責任を感じるはずである。それより先に進みたければ、はっきりとした不快感に苛まれ、居心地が悪くなる。知ってしまった恐ろしい行為と罪悪感をどうするか。この問題に悩みながら努力している人たちを私は見てきた。

文部省が教科書の検閲を続けているのは非難されるべきである。加えて、ごく一部の知識人が日本のチェックされない権力の実態を明確にするために、過去を詳しく分析しようとしているにもかかわらず、それに加わるどころか、平和思想をあたかも彼ら自身の創造物であるかのように独占したがる知識人が溢れているのは、全く不幸なことだ。

官僚たちが消費税率を 10% に引き上げなくてはいけないと語るほどに私は、彼らは、消費者からもっと搾り取って資金を貯えておき、真に苦難な時が来れば生産者に新規の補助金が十分出せるように今からその財源を確保しておこうと考えているのだと思ってしまう。

広告マンたちが消費者に向けて打ち出したこのキャンペーン・スローガンは、新しさをこよなく愛するネオフィリアの典型である。日本で、特にこの、新しモノ好きが盛んなもう一つの分野は思想の世界である。日本の知識人たちは、新しさを追い求めることに熱心なあまり、基本的な政治問題に真剣に取り組むことが妨げられていると思う。あるいは逆に、日本の権力構造を厳正に分析することは、日本で最大の権力を握る者たちからは、彼らへの脅威であると常に受けとめられてきたからである。大学や出版界にみられる仲間内の身びいきは、政治的には毒にも薬にもならぬ当たり障りのない批評様式を作り上げるまでに至った。学者たちも新聞記者同様、広範な自主検閲を行

った。日本の知識人の間に新しがり屋を増やした要因となったのは、明治時代の後遺症ではなからうか。

5) ウォルフレン 1998、なぜ日本人は日本を愛せないのか—この不幸な国の行方

あなたの周囲の世界は、絶えずあなたに、真剣に考えなさいと促している。それが世界の実態である。国家主義と愛国心との区別は決定的に重要である。前者は大概不健全であるのに対し、後者は成熟した政治観や謙抑と完全に両立するのみならず、それらに不可欠なものとさえ言える。日本人は将来に不安をもっているにもかかわらず、政治に対して無関心であるのは、日本人が全体として愛国心をもっていないという一つのことから生じている。愛国心の欠如は、国の過去を心理学的に解決しきれていない事実から説明できる。国を愛する日本人はたくさんいるが、彼らはその思いをめったに口にしない。それを簡単に公言できないところに大きな問題がある。

90年代に入って目を覆う規模に達してきた、日本の自然環境の破壊である。日本の田園地帯は次第に荒廃してきている。この取り返しのつかない破壊行為をやめさせようとしている、自国の自然の景観を愛する日本人の数は、あまりに少ない。愛国心は国際主義と両立する。

心理学的にもっとも自立性が高く、最も個人として完成している人は、利他的で、民主的で、他者の苦痛に同情的である。個人主義的な人が豊かな自己認識を通じて、人格の成熟やバランスの取れた自主性をたっぷりと獲得している。

明治時代の権力者とインテリ層は、今に残る日本主義の宗教 {会沢正志斎の盲目的な愛国主義と外国人嫌い}、を徐々に形成していった。徴兵制度と全国義務教育の制度が、そうした宗教を確立する主要手段となった。1875年に国体思想の批判禁止の検閲が新聞社に出され、1880年から1945年まで、小学生は天皇の祖先は神様であったとする完全に神話化された日本史を教えられた。1890年に発布された教育勅語は、山縣有朋が明治政府の精神的指針として世に広めたものだ。

日本文化が西欧の侵略を受けているかのように妄想する知識人たちは、無意識のうちに自由の理念に反逆しているし、社会にとっての善悪を判断する独立した個人をつくる、人間的潜在能力の開発にも反対していることになり、彼らは日本の国民を軽蔑しているのだ。

市民であるとは、義務を背負うということである。市民でありたいのなら、社会の行方に関心を持ち、必要とあらば政治的活動に自ら乗り出していく義務がある。

学校の脅しの文化は、いじめを見逃すばかりか奨励しさえする教師たちによって、助長されている。現場の教師たちを文部官僚に付き従う卑屈な存在に貶めたことで、教師たちが生徒の道徳的模範となる可能性を、奪い取ったのである。子供を学校に送る目的は、若者の精神的発達のため、有用な知識を獲得させるためだ。しかし、日本の教育システムはこうしたことを行わずに、高度に官僚主義化したビジネス社会に仕える従順な人間を生産する役割を果たしている。

制度への従属は、世界中で比較的高い発達段階にある社会・政治領域にもみられる。日本は先進工業国のなかで制度への隷属の最もはなばなしい事例である。人間の行動の多くは自然の必然ではあるが、人間は自然の奴隷ではない。人間は社会組織など、自分たちがつくるものを通じて環境をコントロールする。人間がつくり出したもっとも偉大なものの一つが国家である。国家という概念は、多くの日本人の心に否定的な感情を呼び起こす。それは、明治時代の日本国家が、1945年以降天皇制と呼ばれてきたものと完全に同一化することによって、設立直後から腐敗してしまったからだ。天皇制との同一化は、非公式の権力システムの正当化を通じ、実際には国家の否定を結果するものだった。

日本というシステムを真の国家に変えていくための、大きな推進力になる可能性があるのは、日本独自の憲法を作るというプロジェクトである。憲法改正の訴えは、多くの日本人の目に旧来の右翼に味方するものと映るだろう。日本の真の愛国者たちによって真剣に提案がなされ、責任をもつ

て冷静に討議されれば、このテーマは日本には現在欠けている民主国家には欠かせない、民衆の公開討論を生み出すかもしれない。憲法は真面目に受けとめられていないので、官僚の力を効果的に抑えることができない。憲法違反が日常的になっているような現状は、極めて危険である。

憲法を書き換える努力に先立つ議論と、書き換える作業そのものが、またとない政治的教育の機会になるだろう。一人一人が憲法に責任を負っているという意識は、日本人全体が、日本の真の最高法規としての憲法を守っていくための、さらなる力と政治的勇気を発揮させるだろう。第九条は、戦争放棄の精神を保持しながら国の主権を主張する条文に容易に書き換えることができる。つけ加える条項は、「日本は他のすべての国と同じく戦争を遂行する主権をもつ。自国の歴史における経験に基づき、日本国民は領土拡大のための軍事力を行使するという考えを忌避し、斯かる目的のための戦争は決して行わないことを、自らと将来の世代の国民に対して厳粛に制約する。」である。

この議論の過程で、福祉の程度、年金の将来、真の起業家の保護と奨励、教育の基本的な目的、消費者の利益、世界の目に映る日本のイメージを高める外交など、現在はないがしろにされている多くの問題の議論ができる。

6) ウォルフレン 2003、アメリカからの「独立」が日本人を幸福にする

日本が鎖国をしたのは、西欧列強がアジアの国々を植民地にしていくのを見て、あるいは、西欧のキリスト教が宣教師の布教が国を危うくするものと感じ、外国との接触が日本の権力構造に厳しい痛手を与えかねないと感じたからだろう。日本はいにしへの時代には中国、次にイギリス、現在はアメリカをヒエラルキーの上部としていただき、その属国、保護領として存在している。ニセ・アメリカ人は政治的な物事に関しては、アメリカの思想に完全に支配されている。主権がない日本の今の状態を全く問題がないと、アメリカにとって耳あたりのいいことばかり主張している。俗に有識者と言われる人々も、ニセ・ナショナリストも具体的な現実を議論するのではなく、物事をシンボリックに取り上げて、議論のための議論をしているにすぎない。

ニセ・アメリカ人は憲法第九条に敏感に反応する。マッカーサーは天皇制を維持しなければ、日本という国がバラバラになると懸念して、第九条戦争放棄を加え、日本から主権を奪ったのだ。この条文では、日本政府は他国から攻撃されても、国民を守ることができず、独立国とは言えない。国家神道をした支えにして、天皇を中心としたナショナリズムが明治時代に形成された。

7) ウォルフレン 2012、いまだに人間を幸福にしない日本というシステム

企業が家庭生活の質や人格形成にこれほど大きな影響を与えた国は、日本をおいてない。また経済組織の利害やその社会的な影響力は、あらゆる日本の制度にも何らかの形で大きな影響を及ぼしている。たとえば、日本の教育制度は、ヨーロッパやアメリカに比べればずっと、経済組織の要請に従って、その利害に沿うように作られている。企業の影響力が強い社会には、日本の若者たちが自分らしさを育もうとしても、それをあえて妨げようとする傾向がある。

会社勤めで心や感情のエネルギーの大半を使い果たしてしまうため、会社員たちには有意義な家庭生活を営む余力がほとんどない。中産階級の男性は起きている時間の大半を企業のために使うので、会社以外の個人的な事情のために何かをしようなどという気持ちの余裕がない。このことがいかに悲惨な影響をおよぼすかは、サラリーマンの家庭生活を見ればわかる。官僚やビジネス団体、そして学者など、日本の公式の解説者たちは、日本人は生来、社会に調和をもたらそうとする傾向があるので、他国の人とは違うのだ、と考えたがる。

消費者運動は大幅に政府によって乗っ取られてしまい、消費者ではなく当局にとって有利な基準を支持するようになってしまった。また日本の農業市場からさまざまな海外産食品の相当数を締め出しておくことにも一役買ってきた。

最高機関である最高裁判所を支配するのは事務総局であり、事務総局は保守的な法務官僚の支配

下にある。官僚に支配される社会ではなく、誰もが平等に扱われるような法の支配する社会に暮らしたいのであれば、行政権と司法権の分離が必要であり、日本国憲法はこれを認めているが、実態は憲法に完全に逆行している。

強力な大国で、官僚がほとんど全くコントロールされていないというのは日本以外にはない。市民はこの事実を認識すべきだ。明治の政治リーダーシップが安定しなかったのは、彼ら自身が指導者としてふさわしくないといい、国民を信用しなかった。明治政府は時に武力を用い、また絶えずプロパガンダをまくしたて、偽りの現実を作り出しながら、自由民権運動や始まったばかりの他の政治運動を弾圧した。山縣有朋はまさに悪しき人物であった。近代の日本にとっての最大の不幸とは、この男が近代官僚制度の父、陸軍の父となったことだ。

官僚たちは意思決定を必要とする事態に直面しても、変わりゆく世界にどんな戦術で応じるかという低レベルのものに限られている。日本という国家の目標に関わるような選択は排除する。官僚たちをこうした高いレベルの選択について考えるよう仕向けられる権力、あるいは政治的意志を持つ人間は一人もいない。日本の将来の世代の健康や安全に大きな影響を及ぼしかねない深刻な事故であったにもかかわらず、この国を運営する最上層を占める人々は、原発という規定のプログラムをそのまま継続するのみで、政策を変えようとはしなかった。日本の人々は政策転換を求めたが、原子力村と呼ばれる企業や専門家からの働きかけで、政府の官僚やビジネス官僚たちが手を組み、いかに強力に日本の民主主義を抑え込んでいるかがわかる。

日本の管理者には説明責任がないので、職務について客観的に検証する訓練を受けていない。日本では無限の産業発展という目的が適切かどうか検証されることがないのに、国を守るための当然の使命と受け止められている。このことが管理者たちにとっては現体制の維持を可能にしてくれるものであり、さらに日本にとって現体制の維持とは、生産力を拡大し続けていくことなのである。

政治化された日本社会を維持してきたのは偽りの現実であり、嘘や幻想によって日本社会が保たれているということだ。ヨーロッパでも日本でも、人々は歴史の大半の時代を食料不足に悩まされながら過ごしてきた。現代では人々は食料より贅沢品を欲しがるようになったとは言え、逸楽の国を探し求めるのはやはり人間の性なのだろう。

想像力の乏しいキャリア官僚は、自分の所轄外にまで及ぶ広い意味での国の利益について、ほとんど考えようもしない。日本人一人一人は怠慢とは対極の勤勉な人々であるのに、政治機構としての日本は無気力そのものだ。この国を蝕む無気力の毒は国民にも及び、その原因は無関心と無能さにある。日本人が無関心なのは、根の深い歴史的理がある。徳川時代の日本には一般の人々が政治活動をするような余地は全くなかった。日本が開国し、国家を作り変えようという有史以来の最も野心的なプロジェクトを始めると、当局者たちは民主主義が手に負えなくなることを非常に恐れた。

大勢の人々が体制を変えたがっているのに、ほとんど変化もなく続いているのは、政党が国民の不満を政策に反映させるという役目を果たしていないからだ。もう一つは公的領域が発達しなかったことだ。公的領域とは市民たちが互いに意見を述べ合えるような場所、人々に共通の懸念を表現し、それを伝える場所である。

市民運動では、関わる人々はただ一つの問題に力を集中させていた。日本全国でそうした活動はばらばらに行われるばかりで、全国的な運動へと発展させるような結びつきがなかった。互いに関連があっても、政治運動に発展して全国展開することはなかった。徳川政権下では、苦痛を受けた側も罰せられることになっていたのも、弱い人々は強者にすぐに屈するようになったのである。E.H.ノーマンは、日本の封建後期のすさまじい抑圧は、当時の日本の精神や社会を深く傷つけた。たというわべはいかに穏やかで整然としているにせよ、その中には鬱積した、暗く底知れぬほどに

深い暴力、激しい感情と残忍さという力が潜んでいる、と述べている。明治の指導者たちは下級階層の同胞を軽蔑し、彼らを痛めつけ、残忍に扱った。

私には今の管理者たちがなおも日本国民を恐れているように思える。同じことが新聞のベテラン編集者たちについてもいえる。手ごわいと思われた政治家を貶めるキャンペーンを繰り返しているのだ。日本の政治エリートも多くは、普通の人々の中から責任感のある市民階級が登場する可能性を決して認めようとはしない。日本で民主的な制度が本来の機能を発揮し始めれば、非公式な権力構造もその重要性を失っていくだろう。不安や恐れの種類も、それが及ぼす影響も消えていくに違いない。

多くの善意の人々が、軍隊が存在しないかのように、また軍隊を持つてはいけないかのように振る舞うことはばかっている。日本に何が必要かははっきりしている。それは文民と政治によって軍を管理する、ということだ。もし権力を握る日本の官僚に対する政治支配が確立できれば、日本の防衛能力を巡る恐れや不信の念も次第に消えていくはずである。それによって日本は真に独立した主権国家として、本当の意味での外交を行うことができるようになる。変化する現在の世界情勢を考えれば、これが日本にとっての急務である。だが、日本の権力者たちは国際社会の中でひたすら低姿勢で臨もうとする。長期的に見れば、このような態度に終始したのでは日本の国益を大いに損ねることになる。

解説) 孫崎亨： 日本社会は空気の社会である。山本七平は、日本社会にとって最も重い罪は抗空気罪であると述べた。日本人が空気に逆らって発言すると、無視される。理由は何であれ、日本という国は米国に依存している国である。知ることは力である、とウォルフレンは言った。

8) ウォルフレン 2014、日本に巣食う 4 つの“怪物”

世界には欺瞞が溢れているからこそ、我々は枠組みや理論をできるだけシンプルなものにすることがある。この上なくシンプルな怪物という概念を、我々にとっての大きな悩みの種を論じていくために提案する。

原子力ムラは各種の制度がまとまってできた制度である。官僚、大学の専門家、企業、利害関係者ら関与している。官僚も新聞社トップも現状維持中毒で、本質的には非民主的なものである。日本の純粋な民主主義の発展を阻止するのが彼らの任務である。

明治時代の当局者は新聞社に脅しをかけたので、新聞社は自己検閲をするようになった。特に、記者クラブの制度は軍国主義と戦争の時代に行われた措置がその発端になった。日本のメディアが今のような形になり、影響力や役割、そして反民主的な権力をもつに至ったのも、これが怪物に変貌したのだ。安倍政権が発足して最初の年、日本が誤った方向に転じたのではないか。朝日新聞は日本の軍国主義的な歴史を崇拝する右翼的な理念を警戒し続けていると思っていた。しかしそれは間違いだった。朝日新聞は臆病風に吹かれて、戦後の数十年、社説で説き続けてきた理念や原則から、ますます逸脱しているように見える。

特定秘密保護法が正当化したのは、キャリア官僚の公式権力の大幅な拡大だ。フリーランス・ライターを締め出す記者クラブなど、排他的な伝統を物語る事例である。日本国憲法の第二十一条で言論の自由を保障しているので、特定秘密保護法は憲法に対立する。

日本の政治が形成されるうえで最も重要な影響を及ぼした人物が山縣有朋だ。彼は日本の近代軍隊の父であり、また、官僚機構とその権力という政治システム全体の、機能や組織、位置づけを決定する上で、最も重要な唯一人の政治家なのである。しかし、ほとんどの日本人はこの事実を知らない。山縣は政治家が実質的な権力を決して獲得できないようにしたのだ。

ビジネスの大部分が金融化されたことは、とてつもなく重要な展開である。この結果、銀行や保険会社は高度な政治的権力を獲得し、政治家たちと複雑な関係を築くようになった。金権政治は次第に西側の民主主義を破壊する巨大な怪物である。金権政治で買われるのは政治家ではなく、その

政策である。一層権力を拡大・蓄積することしか眼中にない裕福な一族や企業は、自分に利益をもたらす法律や規則を手に入れることができるのだ。

日本が抱える問題が特に大きいのは、山縣有朋の指示で日本政府の制度を整える際に、キャリア官僚が奇妙な地位を与えられたからである。官僚たちは天皇のしもべであり、その天皇は明治時代、生来、慈悲深い存在と見なされていた。天皇の意志を実行するしもべが誤りを犯すことなどありえないとされていた。政治システムの核となる部分は神聖にして、外部の何者に対しても説明責任はなかった。日本の問題の多くの原因を辿っていくと、政治的説明責任の中枢が非常に微弱であるか、存在しない事実にある。

1870年代に、全国に広がった自由民権運動は、その素晴らしい事例である。不平士族や平民グループ連合という、日本の政治史に記憶される壮大な制度であった。しかし、山縣有朋によるほかの取り組みや、軍国主義が台頭したことで、自由民権運動が及ぼした影響の大半が失われてしまった。

未消化の過去、アメリカの病的な関係は、強大な怪物である。西側の経済は急速に、暴走に近い形で金融化された。そこに過剰な新自由主義が加わって、民主的な制度や国の福祉的措施を蝕んでいった。実態は金権政治である。政治環境は部分的に警察国家を思わせる。テロとの戦争などという絵空事を公式の世界戦略の筆頭に掲げた。金権政治、ウォール街の同志たち、また軍産複合体の連中が提供する建前の現実にとりなりと一致するニュースや分析を、日本を含めた諸国は素直に受け入れている。

敗戦後、半世紀間、歴史はごまかされ続け、人々もそれを当たり前のように受け止めていた。1960年代までは、敗戦以前の内務省や特別高等警察といった権力機構に参加していた自民党政政治家はかなりの数に上っていた。アメリカに占領されたことで、日本の憲法は変わったかもしれないが、軍事官僚を廃絶し内務省を解体したことを除き、占領軍は国の官僚機構をほぼそのままの状態に保った。特に、レッド・パージが行われてからは、保守派に対抗する反対陣営の影響は完全に排除された。官僚は確かな歴史はいらないと考えている。

日本国憲法は連合国軍最高司令官総司令部の民政局が6日間であわててまとめあげたものである。敗戦後、日本に軍隊が作られて以後、憲法違反が行われているにもかかわらず、発効して以来改正されないままの状態が続いている。1955年に事実上の一党体制が生まれて以降の半世紀間、憲法改正は与党の党是であった。しかし、さまざまな進歩的グループに関わる大勢の日本市民たちは、必死で改正させまいとした。

第9条があるために、日本国憲法は真剣に受けとめられない。官僚は多くの規定を無視し、明治時代の大日本帝国憲法に込められた法の精神に則って、物事を処理してきたのである。自民党憲法改正案は、国体思想の前憲法に後戻りさせるものだ。市民にとって価値あるものとして歴史を扱うフランス啓蒙主義の考え方に忠実であった先人に学んでほしい。

本来は国民の良心を語るべき責任を課されたはずの人々が、それを果たそうとはしない。それは日本のインテリの大半が今なお官僚制度に従おうとしているためだ。未消化の過去にどう対処すべきかに関して、国民がよすがとすべき作法や基準、つまり知的制度が確立されていないからだ。個人の罪悪感に転ずることなく、以前の他国の人々への罪を認め、それを深く悔やむという、心の状態はありうる。日本の兵士たちは上官たちにひどく殴られ、残忍な仕打ちを受けた。当時の日本では、無限ともいえるほどの知的勇気と、とてつもない精神的な強さがなければ、英雄的な行動に出ることはできなかった。

アメリカは日本の軍隊が集団的自衛活動に参加できるように、憲法改正を急がせようと圧力を強めている。安倍首相は国民の意思に反して、嘘を繰り返し、病的な日米関係によって政治の道義を衰退させている。日本は独立国家ではない。

愛国主義は母国への愛に関わる。母国の質を重視し、成果や他者からの賞賛に誇りを感じるかもしれないが、それは病的なものではなく、イデオロギーに結びついたりしない。こうした人々は母国に苦難や不幸をもたらす物事や事物に対して警戒する。愛国者は自分に備わる知識の枠組みの中に留まりつつ、政治的怪物を殺したいと考える。

9) 小沢一郎 1993、日本改造計画

地域紛争や内乱の数は冷戦時に比べて増加している。イデオロギーの対立抗争が続いた冷戦時代には民族的感情は人々の胸奥深くに沈静し、表面には出なかった。自衛隊は今後、日本の平和と安全にとって好ましい戦略環境を積極的、能動的に作り上げていく手段として位置づけられなければならない。受動的な専守防衛戦略から能動的な平和創出戦略への大転換が必要である。これまで長期にわたって、国会では現実離れした防衛論議が展開され、自衛隊は日陰者として扱われてきたためか、シビリアン・コントロールといえは防衛庁の内局官僚による制服組自衛官の統制であるかのような慣習が定着している。この考え方は制服自衛官の間にさえ定着しつつある。

政治というのは国民の生命、財産、すなわち、命と暮らしを守ることである。国民によって選ばれた政治家がその責任を負っている。安全保障に対して政治家が責任をもつのは当たり前のことであり、それがシビリアン・コントロールである。そのためにも、政治が軍事について、もっと積極的にリーダーシップを発揮する必要がある。制服自衛官のトップが内局官僚に対してではなく、政治に対して、軍事専門家としての視点による助言、情報提供を積極的に行える仕組みにしなければならない。

現憲法下でも、自衛隊を国連待機軍として国連に提供し、海外の現地で活動させることができると考えている。国連の指揮下であるので、国権の発動ではないからだ。第九条に三項を加えて、「ただし、前二項の規定は、平和創出のために活動する自衛隊の保有すること、また、要請を受けて国連の指揮下で活動するための国際連合待機軍を保有すること、さらに国連の指揮下においてこの国際連合待機軍が活動することを妨げない。」としたい。憲法は不磨の大典ではなく、私たちが楽しく豊かに暮らすための基本的なルールである。環境が変わり、必要や要求が変われば、憲法も時代の変遷とともに姿を変えるのは当然のことだ。

西洋的価値観の基本は、人間が自然を征服し、支配することにある、その手段として科学技術が発達してきた。環境問題の根本は人間の生き方の問題なのである。人類は、人間による自然支配という西洋的価値観から、人間は自然の一部であるという東洋的価値観への転換を迫られている。東洋的価値観、特に古代日本の縄文時代においては、人間は自然とまったく共生していた。環境問題はこの縄文人の心に回帰することを求めている。原始時代に逆戻りするというのではなく、クリーンな環境の中で健康で文化的な生活が営める社会を実現することである。

アメリカ式の民主主義を導入したはずなのに、国民の自由が奪われる結果になったのは、戦前の官僚制が存続したなどの問題があるにせよ、基本的には、国民の側に民主主義を実現する条件が揃ってはいなかったからではないだろうか。本当の意味で日本社会に自由を確立するためには、教育改革を断行しなければならない。

初中等教育の問題。子供たちは主体性と自主性の芽を摘み取られている。受験制度を中心とする足枷によって、新しいことを試みるよりも、現実への順応を重視するように奨励され、自己の内部よりも外部を志向するように教えられる。自己を否定し、環境に順応することが成熟であると考えられるようになる。自分の考えを表現することを学ばない。思考や論争についても教育されない。思考より暗記が最優先され、公式のカリキュラムでは人間性や芸術性は無視ないしは軽視されている。この様に子供たちは、正解だけを詰め込み、自分で考える習慣も能力も磨かれないままに大学に送

り込まれる。日本に民主主義が根付かない要因である。

初中等教育の中央による画一的な指導をあらためなければならない。各地域の独自の文化に根ざした教育がなされ、多様な日本人が生まれる。全国一律のセンター試験などは成立できなくなる。敗戦後、民主主義が根付かず、さらに失ったものは、地方自治の衰退、情報の中央独占、教育財政への無関心、さらに、現場や自治体には当事者能力が欠如し、未解決のまま先送りされる。教育への主体性を失い、教育に責任を負えない状態になっている。

5.2 ウォルフレンの見解の検討

ウォルフレンの著作を 8 冊読んで、彼の見解を 7 項目に整理して検討する。

1) 日本国憲法の改訂：

日本国憲法は実質的には死んだ法律なので、真面目に受け止められておらず、官僚の権力を効果的に抑えることができない。このため、憲法違反が日常的になっている。日本の真の愛国者たちによって憲法改訂が責任をもって冷静に討議され、真剣に提案されれば、憲法というテーマは民主国家に欠かせない、民衆の公開討論を生み出すかもしれない、と言っている。この意見には同意するが、彼の指摘通り、会社員たちは会社勤めで心や感情のエネルギーの大半を使い果たしてしまうので、有意義な家庭生活を営む余力がない。

このために、日々の暮らしに追われていれば、国民・市民の大半が選挙権すら行使せずに投票を放棄しており、あまりに低い投票率でも選挙は成立するものなのだろうか。醜聞や金儲け以外の社会の出来事、政治、ましてや憲法についてはなかなか国民・市民の関心事にはなっていない。

明治政府は時に武力を使い、絶えずプロパガンダをまくしたて、偽りの現実を作り出し、自由民権運動などを弾圧した。山縣有朋はまさに悪しき人物で、日本の不幸は彼が官僚制度や陸軍の父となったことだ。政府の官僚やビジネス官僚たちが手を組み強力に民主主義を抑え込んでいる。官僚たちは日本を取り仕切る権限を誰からも与えられていないから、彼らにすれば天皇家を聖なる制度として保ち続けることが大変に都合となる。

独立国としての第九条への考え方は、私の考え方とおおよそ同じである。しかし、他国の侵略に対抗する自衛は公務職業的軍人だけが行うのではなく、日本国籍の市民も侵略に対しては、徴兵制度によるのではなく、自由意思によって自衛組織に参加できるようにしておきたい。私は、もちろん、ガンディーに従って、非暴力を原則としているが、侵略して市民の自由を奪うような他国の軍事行動があるのなら、この暴力に対して市民が自由意思によって自衛することはありうることである。中国や北朝鮮のように、自由や民主主義が強く抑圧されるような社会はご免こうむりたい。このために、憲法の中に、市民が自由意思によって、自衛組織を構成して、自衛隊から軍事トレーニングを受け、武器を貸与されることまで、議論をしておく必要がある。サンマリノ共和国のように、市民自らが自衛行動することは市民としての誇りであり、シビリアン・コントロールの有効な機能でもある。

2) 愛国心：

日本人は将来に不安をもっているにもかかわらず、政治に対して無関心であるのは、愛国心が欠けているということだ。自然景観を愛する日本人はあまりに少ない。また、いわばニセ・アメリカ人である日本人は、政治的な物事に関しては、アメリカの思想に完全に支配され、アメリカの属国として主権のない状態を問題と考えていない。真の愛国心は最終的には隣人たちへの思いやりの心から生まれる。

この指摘にも、大いに同意する。日本国籍を有すれば、どの民族的背景を持とうとも、日本人である。しかしながら、文化的にも日本民族となるには、伝統的な文化を学び、継承する意思を持つ必要がある。今日、この国では、国籍と民族性は異なる。国籍に基づく権利は等しく保障されるべきであるが、しかし、他民族や異文化を不当に差別せず、敬意をもって区別することはそれらを尊重することである。

3) 大学、教育制度：

知性に恵まれた人間には権力者を監視し、権力のもたらす危険を人々に告げ知らせる無償の責務がある、という思想は歴史が最近になって獲得した成果である。日本の学者は思想家、あるいは分析家として業績に乏しい。学者たちは反対されるのが嫌なので、論点を不明瞭にする。知的伝統の貧しさは、熱のない大学に反映され、才能に恵まれた学生たちは極端な虚無を味わう。大学は日本を変える計画のためには邪魔であり、概して彼らは市民社会の中核として失格である。日本の教育システムは若者に精神発達のための知識を獲得させず、高度に官僚化したビジネス社会に仕える従順な人間を生産する役割を果たしている。教育勅語は山縣有朋が明治政府の国体思想として世に広めた。学校の脅し文化はいじめを助長している。日本の政治イデオロギーの中核概念は単一民族説である。

日本の知識人は新し物好きネオフィリアで、学問の翻訳輸入にばかりに熱心で、同じ課題について地道に研究の蓄積をせず、学問を大きな構想によって体系化しない。仏を作って魂入れずになってしまう。今の私は大学の原初に戻って、学問の実生活における現実性、学びたい意思を、深く問い詰めたい。誰にとっても、本来、学ぶことは面白いし、人生に最も役立つ行為だ。しかしながら、私の人生で得た知識や経験は賞味期限が切れた訳ではないのに、現職を退いたと同時に、世間的には商品価値がなくなり、不要になってしまった。学校化社会では、学校という入れ物の中でしか、教育・学習活動は認知されないのだ。青少年の自殺が漸増しており、彼らは孤立しているようでも、就職活動ではほとんどが没個性の黒のスーツを着用する。まるで葬列のようで、悲しくなる。自由な個性を発揮表現して、みな幸せになりたくないのだろうか。

4) 日本人の脅しに対する弱さ：

日本は歴史上、権力者に対する義務ばかりが押しつけられてきたので、権利意識がまるで育たなかった。徳川幕府は争いごとの当事者双方を共に自動的に有罪とした。封建時代のすさまじい抑圧は日本人の精神や社会を深く傷つけた。明治期の指導者たちも下級階層の同胞を軽蔑し、痛めつけ、残忍に扱った。明治の少数独裁者は、恐怖心によって天皇の意志なる神話を作り、その結果として人々を悪しざまに扱った。官僚は自国の全体像に関する知識に欠け、国全体への責任を負っていない。このために、法律が権力者の行動を規制する役目を果たさず、市民を守らず、誰も最終的な説明責任を負うことがない。政治に対する無関心は人為的に作られた。宗教は天皇崇拝の思想と相容れない教義をすべて放棄しなければならなかった。大新聞や大学も日本では市民社会の力を弱めるように働いてきた。明治政府の脅しに屈した新聞社は、いまでも自己検閲をしており、記者クラブは排他的である。権力に対する制度化された抑止力が非常に弱い。脅しは嫌悪されるところか、社会・政治生活の必然的な側面として受け入れられ、日本人の被害者意識は誰も責任を負わず、問われないことにしてしまう。

大日本帝国が植民地占領下で、残虐行為を働いたことを歴史事実として知ろうとせずに、ひたすら戦争被害者は敗者である日本だと思い込んでいるようだ。強要され、シカタガナクした行為でも、たとえ戦後生まれの私たちが直接戦争に加わらなかったとしても、父祖の戦争責任の一端は事実として知り、その反省の上に、海外の友人との信頼関係を築くべ

きであろう。国益だとか、非国民だとか品性のない非難で言論の自由を封殺するのはまさに憲法違反なのだ。しかしいまだに、自由な発言が出来ず、空気を読まなければならない、あるいは口を閉ざさざるを得ないのは、民主主義があまりに未熟のままであると言わざるを得ない。現代に生きる日本人の私が日本の学会などで話す時には、ウォルフレンが言うように多大の知的勇氣と精神力がいるのに、海外の学会において下手な英語で発表する時の方がよほど気楽だったのは、空気を読む必要がなかったからだろう。

日本の指導層は現状維持中毒で、本質的には非民主的で、民主主義の発展を阻止している。それでも、日本で民主的な制度が本来の機能を発揮し始めれば、非公式の権力構造もその重要性を失い、不安や恐れ、その影響も消えていくに違いない。市民運動は一つの問題に集中し、全国的な運動に広げようとはしない、などと述べている。

大方は、彼の慧眼に賛同する。私は、アジアや欧米の環境 NPO 団体や政府機関も調査に行ったが、日本の NPO 団体の活動はそれなりの水準にはあるし、優れた独自性もないわけではない。しかし、海外から翻訳輸入するだけで、海外に独自性を輸出し、充分貢献できるのに、その意思が弱い内向きのところが課題である。

自分で歴史を学ぶ前、すなわち、学校教育で教えられた歴史やメディアで流されたドラマなどで受け入れた日本の英雄の活躍事績からして、尾張名古屋の三英傑は日本の統一を実現し、明治維新の元勳たちは大活躍して近代日本を築いたと若い頃は理解していた。吉田松陰は教育者の鏡、高杉晋作、久坂玄瑞、桂小五郎は松下村塾の英才、坂本龍馬は憧憬の的で、私は高校生の頃、海援隊綱領まで作って、アフリカの人々の手助けをしようと考えてさえいた。しかし、昨今、歴史事実が明らかにされて、自ら学ぶことにより、複雑な歴史事象を一面的には解釈できないことが分かるようになった。アウシュビッツやチェルノブイリの事実、インパール作戦やラバウルの実態を知ってしまった上でも、未消化の過去をかかえながら、人間を信じようとして生きることは、確かになかなか大変である。古守豊甫軍医、小野寛郎少尉にも親しく知遇を得ていたので、その心は如何ばかりかと察することが、私には不十分であった。人生は社会への絶望の果てに、家族への想いによって、何とか希望探しに留まるのかなと感じる。

5) 農業：

日本の農業は農協が支配し、政策は農業を過剰保護しており、農産物は法外な価格で消費者に売られている。それにもかかわらず、農村部の一般住民や小規模農家は利益を得ず、農業だけで生計を立てている農民はほとんどいない。

彼は農業などについて多くを語ってはいないが、家族農業や小農宣言の内容からすれば、日本農業の窮状をもっと深く認識して、解析してほしかった。

6) 原子力発電：

日本の将来世代の健康や安全にかかわる深刻な事故であったにもかかわらず、国民・市民の政策転換の求めにも応じずに、原子力村の企業や専門家からの働きかけで、国の最上層部は原子力政策を変えず、強力に民主主義を抑え込んだ。日本社会は偽りの現実、嘘や幻想によって維持されてきた。

福島原子力発電所の廃炉が済んで、十分に安全確認ができるまで、この間は強度に汚染された地域には居住すべきではない。東京電力と中央政府は事実を明確に示して、住民の移転を進め、無条件で生活保障をなすべきである。原子炉が廃炉処理できない限り、汚染の拡大は解消されない。汚染された土や水を他所に移動させて、放射性物質を拡散させてはいけない。原発周辺の汚染地に集積すべきだ。

原子力村の権益に従って、政治家が国民や市民の安全を脅かす事象に対して、予防原則を適用しないのは間違っている。利害に組みしなない少数意見を封殺、黙殺するような圧力は、目先の利得を有する多数者、とりわけ権力をもつ人々がかかるのは不公正だ。

これまでに当事者である東京電力による隠蔽と虚偽があり、後出しで明らかにされることが多く、今では科学的に大丈夫だといわれても、不信感は拭かれぬ。これを風評被害というのは誤りで、東京電力はまず加害者であって、一次被害者ではない。すでに汚染水は海に流れているということが事実だろう。処理水を海に流し、希釈すれば安全だという論理はおかしい。低線量の内部被爆の害に関しては、データが蓄積されていないようだ。危険が予測されることに関しては予防原則を適用することが、水俣病の経験から学んだことだ。

このような見解を率直に述べると、多くの人々から、さらに福島の人々からも、お前には郷土愛がないのか、同情心がないのかと詰問されるに違いない。科学的に安全だと言われるようになってきているのに、非科学的だともいわれるだろう。水俣病の時にも、同じように言われて、結果的には公害被害を拡散してしまった。胎児性水俣病もあったが、放射線障害は有機水銀中毒とはさらに異なって、遺伝障害は当人ばかりではなく、末代までたつのである。長州藩が会津藩をいじめたかのように、原子力発電所の公害に対して、対応があまりに非情だ。重ねて記しておくが、オリンピックや万国博覧会などに莫大な税金を使うより、被害地域の住民の移転や生活再建、福島原子力発電所の無害化処理のために、税金はまず使用すべきだった。このことは忘れずに、後代の人々は歴史的に検証してほしい。丁度、東京電力の元経営責任者の刑事告訴が無罪判決であったとのニュースが流れた。原子力発電による放射性物質公害の責任は誰も取らなくてよくなったということのようだ。まさに、ウォルフレンの慧眼通りであった。

7) 小沢一郎の見解：

ウォルフレンは小沢を日本の政治家として、最も評価してきた。世間では必ずしも良い印象をもたれていないと思われるが、それはアメリカの情報操作ゆえだとしている。彼の現実主義的な第九条論は、国内対応については理解できるが、国連の指揮下に日本の自衛隊を国連待機軍として保有するという提案に関しては、合意できない。国連の指揮下でないから国権の発動のためではないというが、海外の軍事活動が自衛の範囲を超えることは明らかで、過去の PKO 活動などから、事実に基づいてさらに見直しの議論が求められる。

縄文人の心がクリーンな環境の中で、健康で文化的な生活を営める社会を実現するという考えには、大いに賛同する。しかしながら、現代の日本人の心は金儲けに汚染されており、素のままの美しい暮らしはできまい。これを実現するためには、教育の手法や制度を深い所で反省して、受験教育をやめて、生活教育を進めることだ。もっと教育に資金を回し、文部科学省は全国一律、画一的な統制はせずに、子供や教員の自由な創意を尊重しなければ、良い大人、才能を開花させる人々にはならない。幸せなくにの日本人にはなれない。小沢の教育への思いは、意外なことに大方で共有できる。

6 考察

私は民族植物学を専攻してきたのであって、憲法学者ではない。ましてや、いわゆる左翼・右翼の思想家・評論家、また政治家でも官僚でもない。日本の近現代史について、あまりに無知であった。学校では教えなかった歴史事実を自分で学び、論理的に考えたい。

行政や政治の現況努力を全否定するわけではないのだが、これらに全面的に依存していると、また、家族がひどい目を見る。自分たちでも、家族を守る準備をしておかないと、悲惨なことになるように思う。社会的にも、さらに個人的にも持ち時間は少ないから、すでに絶望の淵にいと自覚していても、さらにあえて希望を探さないと、孫子を守れない。憲法改訂については国会議員に直接、意見を述べたほうが良いと思う。市議会レベルから、もち上げていくのは必要ではあるが、国会レベルに到達するまでに、よほどの時間と労力がかかるに違いないから、同時並行して啓発活動を進めるのがよい。

食料主権をすでに憲法に明文化している国もある。都市に住んではいても、仕事として自然と農耕の現場にいる私と（生業への自然権を求めたい）、日本の都市に住む大方の人々とは、自然や文化、歴史認識に大きな壁がある。環境文明 21 を目指している K さんや F さん、環境部会の参加者ほどの熱意のある方々でも、現場で起こっている厳しい事実への理解はなかなか困難のようだ。この壁を乗り越えられないと実感したので、私は深くあきらめて、退職後にほとんど誰も読まないホームページ「生き物の文明への黙示録」を書くことにしたのであった。何を偉そうにと誤解されるだろうが、私が創業した環境教育研究会や日本環境教育学会の主要メンバーにも、現場での事実にはなかなか関心が及ばず、乗り越えられない壁があり、残念なことであった。私が 40 年ほどの環境教育・学習の実践研究によってたどり着いた到達点に関して、残念ながら学会員の関心すら得られなかったようだ。地道な学問の蓄積、思想的体系化よりも、ネオフィリアには流行が大事なのである。内発性が重要だとはいえ、何かが触発しないと、人の心は動かない。私たちは飽きずにひたすら地道に考え、意見を述べ続けることだ。

議論している第 3 章はいずれ他の条項との整合性が求められるであろう。環境文明 21 では環境原則だけを議論し、これは現在の環境基本法の範囲に収める方向のようにみえる。私が求める、自然権とか食料主権が第 3 章の条文に加えられにくいのなら、別の条文に入れたらよいと思う。第 3 章環境原則を提案すれば、当然のこととして、憲法全体の条文との整合性が求められるだろう。全文のなかでの整合性は、他の誰かに委ねるのだろうか。インターネット検索をしていると、少ないながら、個人的にも全文を書き直して、提案している人もいる。国際情勢が急激に動く中で、憲法論議も感情的になって、世論は戦争の方向にも進むかもしれない。憲法を国、公務員が守るように求めるには、いわゆる護憲の方々が自民党案以上に、責任をもって各条文の内容明文化を進めるのが筋で、思考停止でやり過ごす時間はもうない。

たとえば、災害救助を自衛隊に委ねてきたのだから、これを第一任務として、自衛隊の位置づけを明文化すべきと思う。責任は内閣にあるので、天皇の職務は減らして、説明責任も内閣にすべきだ。過去の日本軍がした非道は、した側は忘れたいが、された側は忘れられない。私はもちろん戦争にはまったく大反対で、原則、非暴力不服従で、侵略されず、侵略せずということだと思う。しかし、他国からの侵略に対しては自衛隊だけが対応するのではなく、軍部や内閣の独走を防ぐためにも、自由意思で市民も自衛に参加対応すべきだと考えた。侵略によって家族が苦難に陥るのなら、自由意思に基づくのであれば、原則非暴力であっても、ナウシカ姫の老近衛兵になるのは、市民の責務として、構わない。ただし、河原宏（2000、2012）が提案している 65 歳以上の徴兵制には賛同できず、ご免こうむりたい。

萬遜樹（2003）とはどのような経歴の人物か不明である。21 世紀前期における日本国家のあり方について、彼はブログで次のような所論を述べている。日本国憲法を改訂して、

日米安保条約を破棄し、新条約を締結する。軍事力は再構成し、自衛のために核兵器を開発する。安全な原発をつくりだして電気エネルギーを確保する。食料自給と栄養バランスは根本問題だ。アメリカ基準のグローバル・スタンダードは捨てて日本のスタンダードを主張すべきだ。教育は社会が責任を持つべきだ。

2011年に福島原子力発電所がメルトダウンした。津波が想定外に大きかったことが原子炉崩壊の直接の原因であったとされてきた。しかしながら、元東京電力の原子炉設計管理担当者の木村俊雄（2019）によれば、隠されていた重要データの解析によって、実際は地震直後の揺れが直接の原因で設計・構造上の欠陥に問題があったために、原子炉は崩壊したことが明らかになった。すなわち、約41分後に到達した津波による非常用電源の破壊、冷却不能は二次的な原因であったようだ。となれば、地震が多いこの国では、原子力発電所を拡大することはやめた方がよいことになる。東日本大震災を経験した今、萬籟樹は原子力発電に関する見解を変えたのだろうか。

アレクシェービッチ（2000）は、「今、ベラルーシでは政府に対する反対派が忽然と行方不明になったりしている。自分も危ないとは言われているが、こちらが臆病風を蒸かせなければ手を出されない。」と言っている。日本人は脅しに弱く、猜疑心が強いとも指摘される。これは何も日本人に限らず、何人であれ恐怖に弱い。したがって、野坂昭如ほどの人物でも、今はまだ直言するが、酷い目にあわされるのなら、もう黙ると言っていた。名利を提供するよりも、もっと恐怖を煽れば、人々を動かし、支配することはさらに容易にできる。このことを応用しているのは政治的プロパガンダばかりではなく、日々日常の商品宣伝である。実際、日本のテレビの商品宣伝は、あなたは病気であるなどと恐怖心をあおり、商品を買うと改善できるから、今すぐ買いと脅しをかける。

そこで、なぜ日本人が一般的に脅しに弱く、猜疑心が強いのか、その原因を長らく考え続けてきた。鎖国を始め、キリスト教を禁止し（1612）、宗教統制のために江戸時代の寺請制度から始まった檀家制度もその大きな要因ではないかと考えた。寺請制度は仏教徒になることを強制し、実際には寺を統治の末端行政組織にしてしまった。このため信仰は形骸化し、仏教は宗教としては墮落していった。江戸時代末に廃仏毀釈が起こっても、信仰心を衰微させた仏教は抗うことができなかった。明治期になって、水戸学を援用した国家神道が強大になることを容易にした。キリスト教を禁止、一向宗を弾圧し、信教の自由をひどく抑圧したことは、日本人の信仰心を弱め、一方で猜疑心を強めたと考えられる。

また、安土桃山時代には刀狩令（1588）によって、武士以外は刀剣所持を禁止され、以降庶民は不正な権力に自ら抗う力を著しく削がれた。他方、アメリカが銃規制をしないのは、個人が身を守り、自立するために銃が必要だという論理がまだ根強くあるからで、要するにアメリカ市民は刀狩を拒否したのだ。しばしば報道されるように、銃器を所持することが大きな犯罪や自殺につながることはとても多いが、アメリカ人の安全を人任せにしない独立心には一理ある。

アメリカでの死因（Jones 2013）のうち銃による死者数（33,636人漸増）は交通事故による死者数（32,719人漸減）よりも多い。アフガニスタンでの戦死者（127人）やテロによる死者（7人）と比較しても、あまりに多いが、銃は自殺に使用されることが三分の二で、犯罪に使用されたのは残りの三分の一であった。世界の各国に比べて、あまりにも多い銃での殺人数から見ると、アメリカは日常的な暴力、憎悪が拡大しているようだ。この点で、銃規制は必要であるが、全米ライフル協会などの圧力によって、銃規制は進んでいない。武装中立のスイスは人口100人当たりの銃所持数が多いが、自国を防衛する為が主

目的で、規制が厳しく、犯罪には使用されることは少なく、このことには大きな意味がある。岡靖洋（2016a）は、さらに 21 世紀は、2001 年に同時多発テロによって始まり、慈悲の少ない過剰憎悪社会という異常な状態を迎えていると述べている。環境が劣悪化し、社会も憎悪に満ちているというのである。オーウェル（1949）が『一九八四年』で描いたように、満足感が得られない最低限の生活から生まれた不満は、意図的に外に向けられ、二分間憎悪のような方策で発散させてしまう必要があるのだろうか。

さらに、江戸時代の五人組制度も主要因の一つであろう。キリスト教の統制や浪人取り締まりから発して、農村や都市でも五戸前後を一組として編成した。名主や庄屋の下に統率組織され、連帯責任、相互監視・相互扶助の単位とされた。第二次世界大戦時には隣組として機能した。近隣居住者同士の監視、連帯責任を求める末端行政単位にもなり、密告などで 猜疑心も強まり、信用できない住民同士の共同体の絆関係は強くはならなかった。{注：ウィキペディア 2019 参照}

このような歴史的な行政制度によって、日本人は相互不信、恐怖や脅しに弱くなったのだと考えてみた。自己の名利を求め、社会的共通資本への寄付も売名との誹りに臆して行わず、個人も団体組織も連携せず、ムラ社会の場の空気を恐れ、黙して語らず、脅されればすぐに敗退する。場の空気には逆らえば、ウォルフレンの言うことを山本七平が表現し直したように、抗空気罪という大人のいじめにあうのだ。日本人は同期の桜に歌われているように、初めから散るのは覚悟した敗者（桜）になることを想定し、常に被害者意識をもち、また、その裏返しは嫉妬心の強さである。一方、追いつめられると、その優しさは窮鼠猫を噛むかのような残虐さで激発する。日本人は季節を先取りした初物 **the first**（たとえば、初ガツオ）、失われゆくもの **the last**（たとえば、判官びいき）への同情や美意識、あるいは稀少性への憧憬が著しい。絶滅危惧種などを憐れみ、持て囃している。滅びゆくとされながら、残された当事者 **minority** の生き続けようとする意志や誇りをどう考えるのか。私が滅びゆく当事者だとしたら、決して同情などされたくはない。

何世紀も呪縛してきた、山縣有朋の亡霊、柳田国男の呪詛、安倍晋三の虚飾の長州靖国神社の系譜、これらの心理的恐怖による脅しに怯えて盲従する悪習はもう解き放ち、真なる愛くに意識に目覚めて、素のままの美しく楽しい暮らし、家族の幸せを大らかに求めて、短い人生を過ごしたい。

この実現に向けて、日本国憲法への加筆修正に関する私案の一部を補論に示し、国民・市民の皆様との議論の縁としたい。

謝辞

日本国憲法に環境原則を加える議論に参加させてくださった環境文明 21 の加藤三郎顧問および藤村コノエ代表、および憲法部会の皆様に感謝します。

関連資料

木俣美樹男 2017、学習生態および思考形態とこのくにの過誤、環境と文明 25（10）：8-9。

木俣美樹男 2017、自分で日本国憲法を考える、民族植物学ノオト 10：62-107。

木俣美樹男 2018、自分で日本国憲法を考える、第 2 報憲法に書き加える環境原則、民族植物学ノオト 11：51-55。

木俣美樹男 2019、自分で日本国憲法を考える、第 3 報民族植物学の視点から憲法に環境原則を加える提案のゆくえ、民族植物学ノオト 12：37-57。

木俣美樹男 2019、先真文明時代への覚書、5. 文明の野蛮への退行、民族植物学ノオト 12:17-36。

文献

橋爪大三郎 (2018)、自然法の概念を知らずに憲法を語るのは、こんなに危険だ、

Gendai.ismedia.jp/articles/-/58340?page=2

自由民主党 2004、憲法改正のポイントー憲法改正に向けての主な論点。

自由民主党 2012、日本国憲法改正草案。

解説教育六法編集委員会 2003、日本国憲法 1946、解説教育六法 16-36、三省堂、東京。

解説教育六法編集委員会 2003、大日本帝国憲法 1889、解説教育六法 1105-1107、三省堂、東京。

河原宏 2000、素朴への回帰一国からくにへ、人文書院、東京。

河原宏 2012、秋の思想一かかる男の児ありき、幻戯書房、東京。

木村俊雄 2019、福島第一原発は津波の前に壊れた、文芸春秋第 97 巻 9 号：170-177。

桐山洋平 2018、『食と憲法』ワークショップ。

松原幸恵 2006、日本における市民立法の現状と課題、山口大学教育学部研究論叢第 1 部第 2 部人文科学・社会科学・自然科学 56：17-25。

日本消費者連盟編 2005、食料主権、緑風出版、東京。

岡靖洋 2016a、21 世紀に出現した憎悪の地球、そして、フロリダでの乱射が毎日発生してとしても、全土での銃の死者数の半分にも満たないアメリカ合衆国という名の大国、In Deep; <http://indeep.jp/some-fact-about-the-us-gun-violence-chart-incresing/>。

岡靖洋 2016b、地球が新しい地質時代「人新世／アントロポセン」に入ったと科学者たちが宣言しようとしていることに対して少し思ったことは、

In Deep; <http://indeep.jp/the-anthropocene-dawn-of-a-new-epoch-human-age/>

岡崎衆史 2019、日本政府が無視する「小農宣言」の意義、季刊地域 SUMMER 2019：67-71

オーウェル,G. 1949、高橋和久訳 (2009)、一九四八年、早川書房、東京。

小沢一郎 1993、日本改造計画、講談社、東京。

玉真之介 (2019)、なぜ、今小農なのか、季刊地域 SUMMER 2019：67-71

ウォルフレン, K. van 1989、日本／権力構造の謎 (上)、(篠原勝訳 1990)、早川書房、東京。

ウォルフレン, K. van 1989、日本／権力構造の謎 (下)、(篠原勝訳 1990)、早川書房、東京。

ウォルフレン, K. van 1994、民は愚かに保てー日本／官僚、大新聞の本音、(篠原勝訳)、小学館、東京。

ウォルフレン, K. van 1994、人間を幸福にしない日本というシステム、(篠原勝訳)、毎日新聞社、東京。

ウォルフレン, K. van 1998、なぜ日本人は日本を愛せないのかーこの不幸な国の行方、(大原進訳)、毎日新聞社、東京。

ウォルフレン, K. van 2003、アメリカからの「独立」が日本人を幸福にする、実業之日本社、東京。

ウォルフレン, K. van 2012、いまだに人間を幸福にしない日本というシステム、(井上実訳 2012)、角川学芸出版、東京。

解説、孫崎亨

ウォルフレン, K. van 2014、日本に巣喰う 4 つの“怪物”、(井上実訳 2012)、角川学芸出版、東京。

安田喜憲 2018、文明の精神、古今書院、東京。

補論 日本国憲法加筆改訂 私案 2019.9.20 更新

1) 次の事項に関して、加筆訂正を提案したい。

前文

第一章 天皇

第 1 条 (天皇の地位、国民主権)

天皇は、日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の多数意思に基づく。

第 2 条 (皇位の世襲と継承)

皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第 3 章 (天皇の国事行為と内閣の責任)

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。

第 4 条 (天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任)

天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する機能を有しない。

② 天皇は、法律に定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第 5 条 (天皇の国事行為)

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、次の国事に関する行為を行う。

① 雅の文化を継承し、その儀式を行うこと。

② 外国の大使及び公使を接受すること。

③ 栄典を授与すること。

第 6 条 (皇室の財産授受)

皇室に財産を譲り渡し、または皇室が、財産を譲り受け、もしくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない。

第二章 侵略戦争の放棄と自衛隊

第 7 条 (侵略戦争の放棄と自衛隊)

国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動である侵略戦争および国際紛争を解決する手段として、武力による威嚇または武力の行使は、永久にこれを放棄する。

② 災害および侵略に対応し、国民保護、人命救助のために自衛隊を置く。自衛隊は内閣の責任の下に、自衛隊法に従ってその職務にあたる。

③ 国民は、災害救助および他国の侵略に対して、自由意思に基づき自衛隊に参加または協働することができる。

第三章 環境

第8条（環境保全と国民の参画）

国は、いかなる政策を立案、実施する場合にあつても、環境の保全を優先し、人と環境が調和した社会の構築を希求し、人の健康的な生活または生態系に重大な影響をおよぼす人為災害の恐れがある行為に対しては予防原則を遵守しなければならない。

② 国は、地球規模の環境保全が人間共通の課題であることに鑑み、持続可能な社会の構築に関する国際協力を積極的に推進しなければならない。

④ 国民は、自然の営みによって形成された、生命の基盤である健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を保全、かつ将来世代に継承する責務を有する。

⑤ 国民は、自然災害への防備のために、地域社会と協働して、国土の保全、管理を行い、生物文化多様性を豊かに回復するように努めなければならない。国と地方公共団体は、国民の学習と参画を保障しなければならない。

第四章 国民の権利および義務（現第三章）

第23条（学問研究と教授の自由）

学問研究および教授の自由、大学など研究・教育の場における自治は、これを保障する。

② 生命倫理および環境倫理に反する科学技術の産業への応用に関しては、これを保留する。

第25条（生存権、国の国民生活環境保全向上義務）

すべて国民は、健康で文化的な生活のために、自然を享受し、生業を営む権利を有し、国はこれを保障する。

② 国は、食料および生活資材の自給向上に努め、国民を飢餓に合わせない責務をもつ。

③ 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。

第26条（教育を受ける権利、教育の義務）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子供に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

2) 自由民主党の憲法改正案の関連条項への意見

下記の事項条文に限定して、自由民主党（2004）発行、憲法改正のポイントおよび自由民主党（2012）の日本国憲法改正草案について、特に気になった点を抜粋して、若干の私見を述べておく。明治憲法に回帰するような方向性と幾分かの新規性も混在しており、したがって数年の時間をかけて、国民・市民が自ら、日々の暮らしに引き付けてしっかりと検討すべきである。特に、長州・山縣軍閥、靖国神社の系譜を受け継ぐ総理大臣の下で拙速に強行される憲法改正によって、大日本帝国憲法の宗旨に後戻りさせられることは、まことに迷惑だ。自由民権運動の時のように、たくさんの私擬憲法加筆修正案が提言され、国会での論議も活発にさせていただき、それによって日本国民・市民自らが作った憲法とし制定し直すべきだ。いよいよ、敗戦後の連合軍総司令部定憲法から解放され、アメリカからの独立を達成するべきだ。付和雷同しない自立した自由民主主義共和国として、国際的な尊敬を受けて、世界の平和と人々の暮らしにも大いに貢献したらよい。

①前文

簡略化され、国の理想や国による国民の権利保障を述べておらず、国民の義務に変えられている。天皇制を強化する方向にあり、政府の行為による戦争（第二次世界大戦など）への反省が削除されている。これでは、日本軍の植民地支配を受け、酷い戦争の惨禍を見たアジア・太平洋諸国の人々が、再び日本への不信の念を募らすに違いない。

②第一章 天皇

天皇は明確に国家元首になり、内閣総理大臣や最高裁判所長官の任命権をもち、重要な国事行為を行うのに、国政に関する機能がないという、明治維新以降の二重権力構造の矛盾は一層大きくなっている。憲法で求められている国事行為は、今まで通り憲法など法令の公布、国会の召集、衆議院の解散、国家議員の選挙公示、国家公務員の任免の認証、大赦などの認証、大使などの認証他である。また、天皇は内閣の進言によって任命権や国事行為を委任できる。責任は内閣が負う。新たに加わった条項は、各種式典への出席その他公的な行為である。

不祥事の際に、世間で常に問われているように、任命権者は重い責任を負うことになる。選挙で選ばれることなく、国民の負託を受けてもいないのに、天皇はその重責を負わなくてはならなくなる。象徴天皇制を存続させたいと多くの国民が望むのであれば、先の天皇が努力されたように、雅の文化の継承、災害などの見舞い、国際交流など、政治家にはできにくい祭事に限って参与願ひ、政治に関わることは忌避し、その職務を軽減するべきだ。

第三条国旗及び国歌を加えている。国旗はおおよそ受け入れられてきているとは思いますが、戦争の悪い思い出から、望まない人々もいるのだから、掲揚を強要することには賛同できない。君が代は天皇賛美の歌で、しかも沈痛な音調であるから、賛同したくない。国民から公募して国歌を制定すべきだと思う。たとえば、ふるさとなどは愛唱できる国歌候補と思う。

③第二章安全保障

第二章は戦争の放棄であったのが、安全保障を強調し、自衛権の発動をするように変わり、詳細な条項として明文化している。現在の呼称である自衛隊は、総理大臣が最高指揮官である国防軍に変わる。国防軍軍人や公務員の軍事機密に関する罪を裁く国防軍審判所が置かれる。こうなると、まるで軍国主義の復活かと、とても危惧する。自衛隊はこれまでの災害救援の実績によって、大方の国民・市民に受け入れられ、敬意と感謝を持たれているのに、なぜ国防軍などと改称する必要があるのか。自衛隊の第一職務は、災害時における人命救助であることを明文化し、国際紛争に軍事的に積極関与することはすべきではない。日本への他国の侵略があれば、公務員自衛隊とともに、国民・市民も自由意思で自衛に加わるのが責任と誇りである。しかし、いずれ非同盟・中立国に向かってほしいものだ。

④ 第三章

第十二条国民の責務では常に公益及び公の秩序に反してはならない、と自由が強く制限される。第十三条では、個人として尊重されなくなり、一般的な人として尊重されるようだ。第十九条思想及び良心の自由は、これを侵してはならないから、保障するに弱い表現になる。第二十一条には、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認められない、と項目が追加される。さらに、国は国政上の行為につき国民に説明する責務を負う、という項も加わる。第二十三条学問の自由の保障の強調表現は削除される。第二十五条生存権等に、環境保全の責務が国に加わる。この条項には、さらに在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮が加わる。第二十六条教育

に関する権利及び義務等で、国は教育環境の整備に努めるとされる。これらの他の条文に新しい概念として、知的財産権などが付記される。

⑤第五章

第六十六条、大臣は現役の軍人であってはならない。第七十二条、総理大臣は最高指揮官として国防軍を統括する。

⑥第九章緊急事態

第九十八条、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震などによる大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、緊急事態の宣言を発することができる。この日本において内乱が起こることを想定する国権力には大いに疑問がある。明治維新、昭和維新は内乱であったので、その当事者であったから山縣軍閥・靖国神社の系譜の権力者は内乱などということを恐れているのだろうか。平成維新は内乱を誘発しようとして企んでいるのだろうか。れいわ新選組は佐幕派なのだろうか。

⑦第十章改正

第百条、衆議院又は参議院の議員の発議により、両院のそれぞれの総議員数の過半数の賛成で、国会が議決し、国民に提案して、承認を得ることにされ、現在の三分の二よりは改正が容易になる。国民投票では有効投票数の過半数の賛成で承認されることになり、現憲法の国民投票に関する表現は不明瞭であるから、国民の過半数から有効投票の過半数に、条件が弱くなるように解釈できる。現憲法の第九十七条にある、基本的人権が人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、永久の権利として信託されたものである、との表記が削除される。そして、追加の第百二条では、すべて国民はこの憲法を尊重しなければならない、と記され、本来、憲法は国や公務員の順守義務であったはずが、公務員に先んじて国民に義務を課すように表現されている。憲法の本旨がまるで逆転して、国権力が国民を支配するかなのような条文になっている。

憲法改正のポイントでは、国民幸せ憲法にすると述べ、前文は美しい日本語で表現するとしている。ところが、現実の平和を創造するために、自衛隊を軍隊として位置づけ、国際テロリズムや北朝鮮の拉致事件などに対応するために、第九条を改正するとしている。非常時に行われる権利・自由の制限など、国家権力の行使の代替措置をあらかじめ決めておく必要がある。また、新しい人権への対応として、プライバシー権、知る権利、医療の発達と生命倫理、犯罪被害者の権利、環境権・環境保全義務、などの追加を掲げている。公共の概念を再び家族にまで及ぼし、国家の概念を戦前回帰させようとする統治手法が感じられる。憲法裁判所の設置、道州制なども検討の課題に示され、さらに憲法改正手続きの緩和を求めている。

自由民主党が憲法をよくするために改正を提案することには、もちろん必然性があり、主権者である国民も、国会議員はなおさらのこと、思考停止状態ではよいわけではない。具体的な条項の明文化にはたっぷりの時間をかけ、しっかり議論して、十分な加筆修正を行い、国籍日本人としても誇りを持てる日本国憲法に改善することを強く望む。